

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成23年4月8日提出
<b>【発行者名】</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	執行役社長 吉川 淳
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【電話番号】</b>	03-3241-9511
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	ノムラ・オールインワン・ファンド
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額(平成22年10月16日から平成23年10月14日まで) 2兆円を上限とします。  * なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成22年10月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

#### (2)内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### <訂正後>

#### (2)内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

##### (1)ファンドの目的及び基本的性格

（前略）

[5]年2回の決算時(原則1月・7月の各20日)に基準価額水準等を勘案して分配します。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の中には、直接株式市場等に投資するものも、ファミリーファンド方式一でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープンF」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

（以下略）

#### <訂正後>

##### (1)ファンドの目的及び基本的性格

（前略）

[5]年2回の決算時(原則1月・7月の各20日)に基準価額水準等を勘案して分配します。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券には、ファミリーファンド方式一で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープンF」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

（以下略）

## &lt;訂正前&gt;

## (3)ファンドの仕組み

(前略)

委託会社の概況

## 委託会社

(前略)

## ・資本金の額

平成22年8月末現在、17,180百万円

## ・会社の沿革

(中略)

## ・大株主の状況(平成22年8月末現在)

(以下略)

## &lt;訂正後&gt;

## (3)ファンドの仕組み

(前略)

委託会社の概況

## 委託会社

(前略)

## ・資本金の額

平成23年2月末現在、17,180百万円

## ・会社の沿革

(中略)

## ・大株主の状況(平成23年2月末現在)

(以下略)

## 2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

## (1)投資方針

(前略)

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とし、投資対象資産毎の投資信託証券への配分比率(以下、「基準配分比率」と呼びます。)は下記の通りとすることを基本とします。また、投資対象資産毎に投資信託証券への配分を行なう際には、中長期的な観点から、より細かい資産クラス・種別への分類を行ない、各資産クラス・種別への配分比率(以下、「参考配分比率」と呼びます。)を決定し、それを意識した運用を行ないます。

(前略)

**基準配分比率と参考配分比率**

(表省略)

(平成22年10月現在、参考配分比率は上記の通りです。)

\*1 資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、中長期的な資産クラス・種別間のリターン・リスク関係、市場構造、新たな資産クラスや種別の登場等を考慮し、当ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。

(中略)

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

(前略)

上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成22年10月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

注)アクティブ・ファンド(積極的な運用により市場平均などに比べてより高い成果を追求することを目的とした投資信託)の定性評価について示したものです。

#### <訂正後>

(1)投資方針

(前略)

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とし、投資対象資産毎の投資信託証券への配分比率(以下、「基準配分比率」と呼びます。)は下記の通りとすることを基本とします。また、投資対象資産毎に投資信託証券への配分を行なう際には、中長期的な観点から、より細かい資産クラス・種別への分類を行ない、各資産クラス・種別への配分比率(以下、「参考配分比率」と呼びます。)を決定し、それを意識した運用を行ないます。

(前略)

#### 基準配分比率と参考配分比率

(表省略)

(平成23年4月現在、参考配分比率は上記の通りです。)

\*1 資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、中長期的な資産クラス・種別間のリターン・リスク関係、市場構造、新たな資産クラスや種別の登場等を考慮し、当ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。

(中略)

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

(前略)

上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成23年4月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

注)アクティブ・ファンド(積極的な運用により市場平均などに比べてより高い成果を追求することを目的とした投資信託)の定性評価について示したものです。

#### <訂正前>

(2)投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託および外国投資信託(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象としま

す。

	指定投資信託証券
国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）
	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）
	東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）
	野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
	JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）
	インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）
	GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）
	野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドFB（適格機関投資家専用）
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB（適格機関投資家専用）
	UBS海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
	MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ノムラ・アバディーン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）
	JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）
	シュローダー・ワールド・エマージング・ファンドFB（適格機関投資家専用）
	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信FB（適格機関投資家専用）

世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD(適格機関投資家専用)
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD(適格機関投資家専用)
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド(カスタムBM型)FD<外国籍投資信託>
	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンドファンドFD(適格機関投資家専用)
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD(適格機関投資家専用)
	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD(適格機関投資家専用)
	野村エマージング債券ファンドFD(適格機関投資家専用)
	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD(適格機関投資家専用)
	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD(適格機関投資家専用)
	アライアンス・パーンスタイン・新興国債券FD(適格機関投資家専用)
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD<外国籍投資信託>
不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券	野村コモディティ投信(DJ-UBS商品指数)FB(適格機関投資家専用)
	野村コモディティ投信(S&P GSCI商品指数)FB(適格機関投資家専用)
	野村世界不動産投信マザーファンド
	野村世界REITマザーファンド
	ノムラ・CBRE グローバルリート マザーファンド
国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)
	GSグローバル・マーケット・ストラテジーF(適格機関投資家専用)
	メロン・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用)
	FX コンセプツ・グローバル・カレンシー・ストラテジー・ファンドF<外国籍投資信託>
	GMO グローバル・タクティカル・ファンドF<外国籍投資信託>
	JPM日本株マーケットニュートラルF(適格機関投資家専用)
	住信 日本株式アナリストLS・F(適格機関投資家専用)

上記は平成22年10月15日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

(以下略)

#### <訂正後>

#### (2)投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託および外国投資信託(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象としま

す。

	指定投資信託証券
国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）
	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）
	東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）
	野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
	JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）
	インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）
	GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）
	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）
	野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
	UBS海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ノムラ・アパディーン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）
	ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）
	JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）
世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD<外国籍投資信託>
	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
	ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	アライアンス・パーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD<外国籍投資信託>
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD<外国籍投資信託>	
不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券	野村コモディティ投信（DJ - UBS商品指数）FB（適格機関投資家専用）
	野村コモディティ投信（S&P GSCI商品指数）FB（適格機関投資家専用）
	野村世界不動産投信マザーファンド
	野村世界REITマザーファンド
	ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド
国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）
	GSグローバル・マーケット・ストラテジーF（適格機関投資家専用）
	メロン・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）
	Bayview / FX Concepts 通貨戦略GCPファンドF（適格機関投資家専用）
	GMO グローバル・タクティカル・ファンドF <外国籍投資信託>
	JPM日本株マーケットニュートラルF（適格機関投資家専用）
	住信 日本株式アナリストLS・F（適格機関投資家専用）

上記は平成23年4月8日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場



合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

(以下略)

(参考)指定投資信託証券について

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2)投資対象 (参考)指定投資信託証券について」の該当部分を以下のように訂正するとともに、各指定投資信託証券についての運用の方針等、「ベンチマークについて」および「指定投資信託証券の委託会社等について」は、以下の内容に更新・訂正されます。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成22年10月15日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

(中略)

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

#### <訂正後>

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成23年4月8日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

(中略)

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

以下のファンドには、当ファンドの指定投資信託証券を選択するN F R & Tが投資顧問会社となり、同社が選定した運用会社を副投資顧問会社とする外国籍投資信託が含まれます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

## 1 ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成13年8月28日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.90825%（税抜年0.865%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 2 ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.63%（税抜年0.60%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げることがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 3 JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

#### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

アナリストの調査・分析活動においては、「JPM日本株式ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断（主観的判断）のみに頼ることなく、配当割引モデル（DDM）等を通じてその修正を行います。

ベンチマークであるTOPIX（配当込み）に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

#### （B）信託期間

無期限（平成16年11月18日設定）

#### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

#### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8505%（税抜0.81%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

#### （E）投資方針等

## (1) 投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 4 東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「東京海上日本成長株マザーファンド」への投資を通じて、主として金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。

ファンドは、「東京海上日本成長株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### （B）信託期間

無期限（平成18年11月16日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.609%（税抜年0.58%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主に金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、「セクター判断(業種配分)」と「銘柄選択」を超過収益の源泉として、これを上回る投資成果を目指します。

「セクター判断(業種配分)」については、当社独自の業種分類により、アナリストによる定性判断、モデルによる定量判断をもとに、ファンドマネジャーがセクター間の相対比較等を考慮して決定します。

一方「銘柄選択」においては、アナリストが徹底的な調査に基づき「事業環境の予測」や「競争優位の評価」を主な着眼点として中期的な業績を予測するとともに、株価面での魅力度等も総合的に判断し、セクター内の相対優位評価を行います。

これらに加え、ファンドマネジャー(トップダウン)とアナリスト(ボトムアップ)による複眼的な議論の中から生まれる「投資アイデア」も加味し、最適なポートフォリオを構築します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 5 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な“マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システム”は、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

（マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。）

### （B）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.60375%（税抜年0.575%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査費用については、上限を年額58万8千円（税抜56万円）とし日々計上します。またその他の費用（ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等）等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

### （E）投資方針等



### (1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む）を主要投資対象とします。

運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

## 6 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村日本小型株ファンドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「野村日本小型株ファンドマザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している小型株を中心としたわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

個別銘柄の選定・組入れは、主として小型株を対象に、個別銘柄のバリュエーション（株価の割高・割安度合い）の観点に、収益性、成長性等の観点を加えた個別銘柄の分析・評価を行ない、流動性、市場動向等を勘案して、アクティブに行ないます。なお、銘柄の評価を優先しますが、業種分散等にも一定の配慮を行なう場合もあります。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 7 JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJF中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、ラッセル野村中小型インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは「JF中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用を行います。

### （B）信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.924%（税抜0.88%）を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

日本の中小型株を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

銘柄の選定にあたっては、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄に投資し、信託財産の成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

#### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

## 8 インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるインベスコ 日本中小型成長株 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式等に投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成18年11月9日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	インベスコ投信投資顧問株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7455%（税抜年0.71%）の率を乗じて得た額とします。このほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

マザーファンドを通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している中小型株を中心とするわが国の株式に投資します。

#### （2）投資態度

主として、新興市場（JASDAQ市場、東証マザーズ等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式などに投資を行ないません。

継続的に高い利益成長をすることによって、新興市場から比較的早く東証一部に上場していくと見込まれる企業に長期投資します。

時価総額約100億円～約2,000億円の企業に加え、新規公開銘柄を対象に、成長率・利益率・ROE（株主資本利益率）などにより調査対象銘柄を絞り込みます。さらに調査対象銘柄について、会社訪問・財務データ分析等を行い、コアウォッチ銘柄を決定します。

コアウォッチ銘柄の中から、割安度、成長銘柄の分析指標などを考慮して、ポートフォリオを構築します。

（上記 から の運用は、マザーファンドを通じて行います。）

株式の実質組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行なうに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

## 9 GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、GS 計量日本小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により銘柄選択等を行い、付加価値の実現を目指します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成19年10月11日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAM ニューヨーク）

**(D) 管理報酬等**

## (1) 信託報酬

信託報酬は、信託財産の純資産総額に年0.67725%(税抜0.645%)を乗じて得た額とします。

## (2) その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、経済合理性に基づく独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により、割安かどうか、株価に上昇の勢いがあるかどうかなど多角的な評価基準から企業を評価し銘柄選択を行うことで、リスク管理の枠組みの中で付加価値の実現を目指します。

主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的に投資し、株式への実質投資割合(有価証券先物取引およびインデックス連動型上場投資信託等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。



## 10 アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成16年3月4日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.9%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度（バリュースプレッド）に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 11 野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

### （A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行いません。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

### （B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### （E）投資方針等

#### （1）投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

銘柄の選定に当たっては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 12 ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ - ジャナス・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし) をベンチマークとします。

MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - ジャナス・インテック海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年4月9日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、マザーファンドの運用に関する事務業務の一部をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに代行させます。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.86625%（税抜年0.825%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 13 UBS海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるUBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

ファンドは、MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成17年10月13日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社報酬から支弁するものとします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 14 ノムラ - アバディーン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ - アバディーン新興国株マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - アバディーン新興国株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成18年6月30日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	Aberdeen Asset Managers Limited（アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド） Aberdeen Asset Management Asia Limited（アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド）

Aberdeen Asset Managers Limitedおよび Aberdeen Asset Management Asia Limitedは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をBNP Paribas Securities Services UK Limitedに代行させます。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.029%（税抜年0.98%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**



## （１）投資対象

新興国の株式を実質的な主要投資対象とします。なお、一部、転換社債および転換社債型新株予約権付社債ならびに償還金額等が株価に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、株式にかかる指数を対象とした有価証券指数等先物取引や有価証券店頭指数等スワップ取引を適宜活用する場合があります。

## （２）投資態度

マザーファンドにおける新興国の株式への投資にあたっては、企業訪問等のリサーチによるボトムアップアプローチをベースに、企業の質（フランチャイズ、利益成長力、経営、財務基盤）、バリュエーション等の観点から銘柄の選定を行ないます。

### < 当面の投資プロセス >

#### (1) 定性分析

- ・ エマージング・マーケットの全上場銘柄を理論上の投資ユニバースとし、継続的な企業訪問による詳細な調査を通じて投資候補銘柄を選定します。
- ・ フランチャイズ（固有の競争力、独自の強み）、コア事業の利益の成長力、経営陣、財務基盤といった観点から質の高い銘柄に投資候補銘柄を絞込みます。

#### (2) バリュエーション分析

- ・ PERや配当利回り、純資産価値などのデータを用い、市場価格や業界内の競合企業との対比といった観点からバリュエーションの分析を行ない、株価のダウンサイド・リスクを確認し、投資銘柄を選定します。

#### (3) ポートフォリオ構築

- ・ 最も魅力的な銘柄群に対するエクスポージャーの最大化を図るとともに、流動性や地域・セクターの分散に配慮し、ポートフォリオを構築します。

上記の投資プロセスは、今後見直しを行なう場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。  
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Aberdeen Asset Managers Limited（アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド）およびAberdeen Asset Management Asia Limited（アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド）にマザーファンドにおける株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## （３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 15 ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ - アカディアン新興国株ファンドマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - アカディアン新興国株ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年9月3日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をアカディアン・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに代行させます。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.155%（税抜年1.10%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 16 JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるJPMエマージング株式フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として世界の新興国<sup>\*1</sup>で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券<sup>\*2</sup>を用いた投資も行います。

\*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

\*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち\*、積極的な運用を行います。

\* 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）をベンチマークとします。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が発表したMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成18年1月25日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.9765%（税抜0.93%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社を受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社を受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、信託財産に係る監査費用として信託財産の純資産総額に対して年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

### (1) 投資対象

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

### (2) 投資態度

世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄を主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに所属する「グローバル・エマーGING・マーケット株式運用グループ」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

### (3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 17 ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年4月9日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.S.A. インクに代行させます。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

### （1）投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を実質的な主要投資対象とします。

### （2）投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### （4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

## 18 ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）

を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年4月9日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**



## (1) 投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

## (4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

## 19 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD

**（A）ファンドの特色**

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスの3指数の各20%：60%：20%の比率による加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

**（B）信託期間**

ファンド設定日（2009年4月9日）から約149年間

**（C）ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

**（D）管理報酬等****（1）投資顧問報酬および成功報酬**

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

・成功報酬はファンドの各会計年度（1月1日から12月31日）における成功報酬控除前基準価額（分配金込み）の収益率が、同期

間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日（12月31日）にのみ行われます。

・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額（分配金込み）、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな

な基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

**（2）受託報酬**

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

### （３）保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分（年率0.0675%以内）と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用（年額24,000米ドル）、成功報酬管理費用（年額12,000米ドル）、財務諸表作成費用（年額7,500米ドル）、受益者口座管理費用（一口座当り年額500米ドル、年間最低24,000米ドル）があります。

### （４）その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

## （E）投資方針等

### （１）投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

### （２）投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

### （３）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したものに限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

有価証券（現物に限る）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

投資信託証券への投資（REIT、ETFを含む）は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

### （４）収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。



## 20 ノムラ - ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ - ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成20年4月10日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

### （1）投資対象

米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券を実質的な主要投資対象とします。

新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

### （2）投資態度

投資する債券については、ファンド全体の加重平均格付をBB格相当以下とすることを基本とします。

マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、銘柄分散に配慮し、ポートフォリオの構築を行なうことを基本とします。

先進国のハイ・イールド債券および新興国の債券等への投資配分比率を投資環境に応じて変更し、高水準のインカムゲインの確保と多様な投資機会の追求を図ります。

投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・米国ドル建のハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。
- ・米国ドル建以外の債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

## 21 ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年10月8日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜年0.65%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**



#### (1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

実質的に投資する債券は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

銘柄の選定にあたっては、個別発行体の財務状況、業績動向等のファンダメンタルズ等を踏まえたクレジット分析に基づき、相対的に投資魅力度の高い銘柄を選定することを基本とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、マクロ経済分析等により、金利動向、投資環境の変化等を捉え、業種配分、格付別配分などポートフォリオ全体のリスク特性の調整を適宜行ないます。

同一発行体の発行するハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー（Columbia Management Investment Advisors, LLC）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

#### (4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

## 22 ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（現地通貨ベース）を委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、債券に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成18年9月14日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド は、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

#### （1）投資対象

欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析および相対価値分析等に基づきポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を目指します。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を図ります。

マザーファンドにおける同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンドにおいては、外貨建資産の通貨配分にかかわらず、為替予約取引等を活用し、外貨建資産の実質的な通貨配分については、原則として、欧州の高利回り事業債市場を代表するインデックスの通貨配分と同程度とすることを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### （3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

#### （4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

## 23 JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるJPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り社債に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス(円ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「JPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成19年4月12日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.672%（税抜0.64%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

#### (1) 投資対象

米ドル建ての高利回り社債（下記(2) および に掲げる社債をいいます。）を実質的な主要投資対象とします。

上記 の社債のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限として、BBB-格（スタンダード&プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）以上の社債に投資する場合があります。（各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、下位の格付けにより判断します。以下同じ。）

#### (2) 投資態度

安定的かつ高水準の配当等収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

実質的な主要投資対象とする社債の格付けは、BBB-格（スタンダード&プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）未満とします。

上記 にかかわらず、上記 の格付機関のいずれからも格付けを得ていない社債であっても、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、上記 に掲げる社債と同等であると判断したものに投資する場合があります。当該社債も主要投資対象に含めます。

保有する社債の格付けが変更され、上記 の基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により保有し続ける場合があります。ただし、当該社債は、上記(1) に掲げる社債とみなし、その投資割合の制限に従います。

#### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

#### (4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## 24 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に独自に円換算したものです。

**(B) 信託期間**

無期限（平成23年4月7日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

**副投資顧問会社**

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.

上記の副投資顧問会社は、平成23年3月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

[次へ](#)

## 25 野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国<sup>1</sup>の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

1 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）<sup>2</sup>をベンチマークとします。

2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

**(B) 信託期間**

無期限（平成19年10月11日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**



## (1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

## (2) 投資態度

新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。

マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・ 単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします（OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。）。
- ・ 企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・ 新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

## (4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

## 26 JPMエマーシング・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるJPMエマーシング・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として新興国の政府または政府機関の発行する債券に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

ファンドは、JPモルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ベース）をベンチマークとします。

「JPモルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「JPMエマーシング・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成19年4月12日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.525%（税抜0.50%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

#### (1) 投資対象

実質的な主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。「新興国」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。

上記のほか、一つまたは複数の、新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

#### (2) 投資態度

上記(1) および に掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に実質的に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

実質的な投資対象債券は、主に米国ドルに基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の50%以上をそのような債券に投資します。

#### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

#### (4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## 27 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成17年10月13日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われません。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該上限率については変更する場合があります）。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。

エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

次の投資顧問会社に、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・ アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

### （3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

### （4）収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

## 28 MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍契約型外国投資信託です。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）をベンチマークとします。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、独自に円換算したものです。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年4月9日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.
保管受託銀行、管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ S.A.

**(D) 管理報酬等****(1) 投資顧問報酬**

投資顧問会社は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.64%の金額を投資顧問報酬として、ファンドから毎月受領します。

**(2) その他費用**

ファンドは、受託会社の管理報酬、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、法律関係の費用、設立費用、監査費用等を負担します。その総額は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.30%の金額を上限とします。

**(E) 投資方針等**



#### (1) 投資対象

新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等に実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行います。

ベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）とします。

国別配分と通貨配分を主な超過収益の源泉とします。国別配分においては、投資対象国のマクロ経済、政治情勢等の綿密なファンダメンタルズ分析を基に、投資戦略を決定します。

通貨配分においては、債券の国別配分とは別に、市場動向を注視・分析の上、配分を決定します。

実質外貨建資産について、原則、円貨に対する為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

有価証券（現物に限ります。）の空売りは、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額の30%以内とします。

資金の借入れは、純資産総額の10%以内とします。

#### (4) 収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

## 29 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ファンドは、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

**(B) 信託期間**

無期限（平成23年4月7日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

**副投資顧問会社**

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
ING Asset Management B.V.

上記の副投資顧問会社は、平成23年3月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

### (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## 30 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する現地通貨建ての債券（以下、「新興国現地通貨建債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります）が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ファンドは、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円換算ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円換算ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース) をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

**(B) 信託期間**

無期限（平成23年4月7日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

**副投資顧問会社**

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Wellington Management Company, LLP

上記の副投資顧問会社は、平成23年3月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、新興国現地通貨建債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものに並びに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

## (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

### 31 野村コモディティ投信（DJ-UBS商品指数）FB（適格機関投資家専用）

当ファンドでは、“Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>”を「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」といいます。

#### （A）ファンドの特色

ファンドは、DJ-UBS商品指数 が表す世界の商品（コモディティ）市況全体について、その中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

当ファンドでは、“Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>”を「DJ-UBS商品指数<sup>SM</sup>」といいます。なお、当ファンドでは、「DJ-UBS商品指数」を円換算したものを運用にあたって参照する指標とします。この指標は、「DJ-UBS商品指数」を委託会社が独自に円換算したものであり、Dow Jones & Company, Inc.もしくはUBS AGまたはそれぞれの子会社または関連会社が公表する指数“Dow Jones-UBS Commodity Index Yen<sup>SM</sup>”（“DJ-UBSJY<sup>SM</sup>”）とは異なります。

#### （B）信託期間

無期限（平成18年7月25日設定）

#### （C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

#### （D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.735%（税抜年0.70%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

#### （E）投資方針等

##### （1）投資対象

DJ-UBS商品指数の騰落率に償還価額等が連動する、外貨建ての証券（指数連動債または指数連動証券等（以下「仕組債等」といいます。））を主要投資対象とします。

##### （2）投資態度

投資にあたっては、複数の発行体が発行する仕組債等に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する仕組債等へは投資できない場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### （3）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

#### DJ-UBS商品指数の著作権等について

「Dow Jones<sup>®</sup>」、「DJ」、「UBS」、「Dow Jones- UBS Commodity Index<sup>SM</sup>」および「DJ- UBSCI<sup>SM</sup>」は、Dow Jones & Company, Inc.またはUBS AGが保有しているサービス・マークであり、一定の目的のために、野村アセットマネジメントおよびその一定の関係会社に使用が許諾されているものです。

当ファンドについては、Dow Jones & Company, Inc.（以下「Dow Jones」といいます。）、UBS AG、UBS Securities LLC（以下「UBS Securities」といいます。）、またはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、支援行為、奨励行為、販売行為、販売促進行為を何ら行っていません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、明示的であるか黙示的であるかを問わず、当ファンドの保有者もしくは取引者または公衆のいかなる者に対しても、一般的な有価証券もしくはコモディティへの投資または当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて、一切の表明または保証を行いません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社と野村アセットマネジメントとの間の関係は唯一、一定の商標、商号およびサービス・マークならびにDJ- UBSCIの使用を許諾することのみであり、DJ- UBSCIは、野村アセットマネジメントまたは当ファンドとは無関係に、UBS Securitiesと共同でDow Jonesが決定、構成、算出するものです。Dow JonesおよびUBS Securitiesは、DJ- UBSCIの決定、構成または計算に際し、野村アセットマネジメントまたは当ファンドの保有者の要望を満たす義務を負いません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドの設定の時期、価額もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、また参加していません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドの管理、販売または取引関連を含み、又、それらに限定することなく、当ファンドの受益者等に対しいかなる義務または責任を負いません。上記にかかわらず、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社は、野村アセットマネジメントによって設定される当ファンドと無関係ではありますが、当ファンドと類似し、競合し得る金融商品を独自に発行し、またはスポンサーとなることがあります。さらに、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社は、コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物（Dow Jones – UBS Commodity IndexおよびDow Jones- UBS Commodity Index Total Returnを含む。）ならびにコモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよび派生商品を積極的に取引しています。このような取引がDow Jones – UBS Commodity Indexの数値や当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

本書は当ファンドにのみ関係するものであり、Dow Jones- UBS Commodity Indexを構成している、取引所で取引される実際のコモディティには関係しません。当ファンドの投資者は、Dow Jones- UBS Commodity Indexに先物契約が含まれることについて、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社が、その先物契約または取引所で取引される実際のコモディティに対する投資を推奨しているものと判断すべきではありません。Dow Jones- UBS Commodity Indexの構成内容に関する本書の情報は、一般に提供されている文書のみをその出典としています。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドに関連して、Dow Jones- UBS Commodity Indexの構成内容についてデューデリジェンス上の調査を行っていません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、Dow Jones- UBS Commodity Indexの構成に関して一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報（Dow Jones- UBS Commodity Indexを構成する先物取引の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みますが、これに限定しません。）が正確または完全であるとの、いかなる表明も行っていない。

Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、Dow Jones- UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの正確性、完全性を保証しておらず、またDow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、Dow Jones- UBS Commodity Indexに関する誤り、不作為または障害について責任を負いません、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、Dow Jones- UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの利用により野村アセットマネジメント、当ファンドの保有者またはその他のいかなる者もしくは法人が被る結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、明示的であるか黙示的であるかを問わずいかなる保証も行わず、かつDow Jones- UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、例えその可能性につき通知されていたとしても、いかなる利益の喪失または間接的、懲罰的、特殊もしくは必然的な損害や損失についても責任を負いません、Dow Jones、UBS Securitiesおよび野村アセットマネジメントの間の契約または取決めによって、UBS AG以外に利益を得る者は存在しません。



## 32 野村コモディティ投信（S&amp;P GSCI商品指数）FB（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、「S&P GSCI商品指数」が表す世界の商品（コモディティ）市況全体について、その中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

当ファンドでは、S&P GSCI商品指数を円換算したものを運用にあたって参照する指標とします。この指標は、S&P GSCI商品指数を委託者が独自に円換算したものです。

\*当ファンドでは、「S&P GSCI<sup>TM</sup>商品指数」を「S&P GSCI商品指数」といいます。

**(B) 信託期間**

無期限（平成18年7月25日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.735%（税抜年0.70%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

S&P GSCI商品指数の騰落率に償還価額等が連動する、外貨建ての証券（指数連動債または指数連動証券等（以下「仕組債等」といいます。））を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

投資にあたっては、複数の発行体が発行する仕組債等に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する仕組債等へは投資できない場合があります。

仕組債等の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

**S&P GSCI 商品指数の著作権等について**

「スタンダード・プアーズ」、「S&P」はスタンダード・プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して使用許諾が与えられています。当ファンドはスタンダード・プアーズによって支持・推奨・販売・販売促進されるものでなく、スタンダード・プアーズは当ファンドへの投資適合性について何ら表明するものではありません。

当ファンドは、スタンダード・プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、推奨、販売又は販売促進されるものではありません。S&Pは、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、S&P GSCIに関する投資について、もしくは当ファンドに関して、明示的にも暗示的にも、表明、条件付け、又は保証するものではありません。S&Pの野村アセットマネジメントに対する唯一の関係は、S&P及びS&P GSCIの商標についての利用許諾を与えることであります。S&Pは、S&P GSCIに関する決定、作成及び計算において、野村アセットマネジメント又は当ファンドの所有者の要求等を考慮に入れずに行います。S&Pは、当ファンドの販売に関する時期、価格の決定、又は当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。S&Pは、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務又は責任を負うものではありません。

S&Pは、S&P GSCIの計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&Pは、S&P GSCIに含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&Pは、S&P GSCI又はそれらに含まれるデータの使用により、ライセンサー、当ファンドの所有者又は他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。S&Pは、S&P GSCI又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはありません。

なお、GSCI（そのサブ・インデックスを含む）はゴールドマン・サックス社又はその関連会社によって所有・支持・承認されるものではありません。

### 33 野村世界不動産投信マザーファンド

#### (A) ファンドの特色

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

#### (B) 信託期間

無期限（平成17年7月28日設定）

#### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	アイエヌジー クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシー

\* アイエヌジー クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシー（ING Clarion Real Estate Securities, LLC）は、今後予定されているシービー・リチャードエリス・インベスターズ（CBRE Investors）との統合に伴い、名称等が変更となる見込みです。その場合、信託約款の該当箇所に所要の変更を行なう予定です。  
なお、統合による運用体制、運用プロセス等の変更は予定されておりません。

#### (D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

#### (E) 投資方針等

### （１）投資対象

世界各国のREITを主要投資対象とします。

### （２）投資態度

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安

分析などにより投資銘柄を選別します。

REITの組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ING Clarion Real Estate Securities, LLC（アイエヌジークラリオンリアルエステートセキュリティーズエルエルシー）に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （３）主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

## 34 野村世界REITマザーファンド

**(A) ファンドの特色**

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

**(B) 信託期間**

無期限（平成18年10月4日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ラサール インベストメント マネジメント（セキュリティーズ）エル ピー ラサール インベストメント マネジメント セキュリティーズ ビー プイ

**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

世界各国のREITを主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

REITへの投資にあたっては、個別REITの分析（キャッシュフロー予想、リスクプレミアム分析、バリュエーション分析等）および不動産市場の分析等によりポートフォリオを構築します。

REITの組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

LaSalle Investment Management (Securities) , L.P.（ラサールインベストメントマネジメント（セキュリティーズ）エルピー）およびLaSalle Investment Management Securities B.V.（ラサールインベストメントマネジメントセキュリティーズビーブイ）に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

## 35 ノムラ-CBRE グローバルリート マザーファンド

**(A) ファンドの特色**

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

**(B) 信託期間**

無期限（平成19年2月21日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー

**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

世界各国のREITを主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。

REITの組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

CB Richard Ellis Global Real Estate Securities, LLC（シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー）に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシーは、今後予定されている、同社の親会社であるシービー・リチャードエリス・インベスターズと、アイエヌジークラリオンリアルエステートセキュリティーズエルエルシーとの統合に伴い、名称等が変更となる見込みです。



## 36 グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、グローバル・アセット・モデル・ファンドマザーファンドの受益証券を主要投資対象<sup>1</sup>とし、日本円の短期金利水準<sup>2</sup>を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

1 ファンドは、「グローバル・アセット・モデル・ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

2 ファンドは日本円1ヵ月LIBORをベンチマークとします。

**(B) 信託期間**

無期限（平成18年7月25日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

**(D) 管理報酬等**

ファンドの信託報酬の総額は、次の(1)の基本報酬額に、(2)の成功報酬額を加算して得た額とします。

(1)基本報酬額：ファンドの純資産総額に対し、年0.945%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た金額とします。

(2)成功報酬額：毎営業日に、当該営業日の成功報酬額控除前基準価額がその時点のハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に20%を乗じて得た額（円未満は切り捨てるものとします。なお、消費税等相当額が別途かかります。）に、当該営業日の受益権口数を乗じて得た額とします。ハイ・ウォーターマークは過去の成功報酬計上時のハイ・ウォーターマーク（設定当初は1万円）に円短期金利<sup>\*</sup>を日割り計上した額を加算して決定されます。

<sup>\*</sup>円短期金利は毎営業日（この信託の当初設定日前日を含みます。）において入手しうるロンドンにおいて公表された日本円1ヵ月LIBORの直近値とし、当該営業日の翌日以降適用するものとします。なお、当該円短期金利の下限は零とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドに係る監査費用等をファンドから支弁します。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

内外の短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、世界主要国の株価指数先物取引および債券先物取引を実質的な主要取引対象とし、為替予約取引等も積極的に活用します。

**(2) 投資態度**

主として内外の短期有価証券に投資し安定した収益の確保を目指すとともに、世界主要国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の積極的な活用により日本円の短期金利水準を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

有価証券先物取引等および為替予約取引等の活用に当たっては、Global Tactical Asset Allocation（グローバルな戦術的資産配分、GTAA）モデル及びTactical Currency Allocation（戦術的通貨配分、TCA）モデルに基づき、市場データの精緻な分析により、推定される均衡水準から時価が乖離している資産・通貨に係るデリバティブ等を売買し、時価が均衡水準に収斂する過程での収益を獲得することを目指します。

Global Tactical Asset Allocation（GTAA）モデル及びTactical Currency Allocation（TCA）モデルは、ファースト・クオドラント社の開発した運用モデルです。

資産配分については、世界主要国の株式・債券市場の中から流動性が高いと判断される市場を対象に、均衡水準より割安と判断される資産に係る有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションを、均衡水準より割高と判断される資産に係る有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションを構築し、収益の獲得を目指すことを基本とします。

通貨配分については、資産配分とは独立した通貨配分戦略により為替予約取引等を積極的に活用し、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的、代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外）で活用し、均衡水準より割高と判断される通貨は当該通貨のヘッジ目的外での売予約によるショート・ポジションを構築し、均衡水準より割安と判断される通貨については買予約等によるロング・ポジションを構築することを基本とします。なお、為替予約取引等のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## 37 GSグローバル・マーケット・ストラテジーF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、GSグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンドへの投資を通じて、計量モデルにより、株式、債券、通貨等を投資対象とした複数のロング・ショート戦略を組合わせて運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

債券および株式については、より低い取引コストで、かつより高い流動性を保ったまま現物への投資と同様の経済的効果をあげることを目的として、先物取引、デリバティブ取引等を積極的に利用します。

1ヵ月円LIBORをベンチマークとします。

ファンドは、「GSグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成18年7月25日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAM ニューヨーク）

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

また、上記の信託報酬（本（D）において「基本報酬」といいます。）に加えて、ある営業日の基準価額（基本報酬控除後および成功報酬控除前）が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して21%（税抜20%）の割合の成功報酬を受領します。ある営業日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の営業日（あるいは信託設定日、以下に同じ）におけるハイ・ウォーターマーク（信託設定日の場合は1口=1万円）+1ヵ月円LIBOR（直前の営業日からの期間率、日割り計算）とします。ある営業日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該営業日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額（基本報酬および成功報酬控除後）とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

日本を含む世界の株式・債券および円短期金融商品(株式指数先物取引、債券先物取引等を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

計量モデルにより、株式、債券、通貨等を投資対象とした複数のロング・ショート戦略を組合わせて運用を行います。債券および株式については、より低い取引コストで、かつより高い流動性を保ったまま現物への投資と同様の経済的効果をあげることを目的として、先物取引、デリバティブ取引等を積極的に利用します。

1ヵ月円LIBORをベンチマークとします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに、株式、債券および通貨の運用(デリバティブ取引等)にかかる運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。

## (3) 主な投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 38 メロン・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、主としてメロン・ダイナミック・マザーファンド（「以下、マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、日米の短期国債へ投資しつつ、世界の債券、株式および通貨のロング・ショート戦略による運用を行い、信託財産の中長期的成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

1カ月円LIBORを上回る運用成果（信託報酬等控除前）を目指します。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成19年4月12日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。

純資産総額が500億円未満の部分 年1.05% （税抜1.00%）

純資産総額が500億円以上の部分 年0.9975% （税抜0.95%）

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

内外の債券を実質的な主要投資対象とし、有価証券先物取引等の派生商品取引を実質的な主要取引対象とします。

**(2) 投資態度**

主として日米の短期国債へ投資しつつ、世界の債券、株式および通貨のロング・ショート戦略を組み合わせます。

債券ロング・ショート戦略においては、主要国の債券先物（シティグループ世界国債指数を構成する市場）への投資を行います。

株式ロング・ショート戦略においては、主要国の株価指数先物（MSCI世界株式指数を構成する市場）への投資を行います。

通貨ロング・ショート戦略においては、一般的に流動性が高いと考えられる主要先進国通貨の為替取引を通じて、運用資産の中長期的成長をはかります。

マザーファンドにおける外貨建ての現物資産への投資にあたっては、為替変動リスクを回避するため原則フルヘッジとします。

1カ月円LIBORをベンチマークとし、これを上回る運用成果を得ることを収益目標とします。

メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションに、債券、株式および通貨の運用の指図に関する権限（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## 39 Bayview / FX Concepts 通貨戦略GCPファンドF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、Bayview / FX Concepts 通貨戦略GCPマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券およびわが国の円建ての短期公社債等を主要投資対象<sup>1</sup>とし、日本円の短期金利水準<sup>2</sup>を上回る収益の獲得を目指した運用を行ないます。

- 1 ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。
- 2 ファンドは日本円1か月LIBORをベンチマークとします。

**(B) 信託期間**

無期限（平成23年4月7日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

**(D) 管理報酬等**

ファンドの信託報酬の総額は、次の（1）の基本報酬額に、（2）の成功報酬額を加算して得た額とします。

- （1）基本報酬額：ファンドの純資産総額に対し、年0.9765%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た額とします。
- （2）成功報酬額：営業日において、当該営業日の成功報酬額控除前基準価額がその時点のハイ・ウォーターマークを超えた場合には、当該超過額に20%を乗じて得た額（円未満は切り捨てるものとします。なお、消費税等相当額が別途かかります。）に、当該営業日の受益権口数を乗じて得た額とします。ハイ・ウォーターマークは過去の成功報酬計上時のハイ・ウォーターマークに円短期金利\*を日割り計上した額を加算して決定されます。

\*円短期金利は、各営業日（信託契約締結日の前日を含みます。）において入手しうるロンドンにおいて公表された日本円1か月LIBORの直近値とし、当該各営業日の翌日以降適用するものとします。なお、当該円短期金利の下限は零とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドに係る監査費用等をファンドから支弁します。

**(E) 投資方針等**

### （1）投資対象

わが国の円建ての短期公社債を実質的な主要投資対象とし、エマージング諸国を含む世界各国の30通貨以上の為替スポット及びフォワード取引等を活用した定量アプローチによる為替運用戦略のリターンに連動することを旨とする。トータル・リターン・スワップ取引を実質的な主要取引対象とします。

### （2）投資態度

マザーファンドの受益証券およびわが国の円建ての短期公社債等に投資し、ターゲット・ボラティリティが約6%になるように運用を行います。マザーファンドにおけるトータル・リターン・スワップ取引部分については、FX Concepts社のGlobal Currency Programによって運用される為替ポートフォリオのリターンに連動することを旨とします。Global Currency Programの投資方針は以下の通りです。

- 1.エマージング通貨を含めた、市場で取引可能なあらゆる通貨に投資します。幅広い通貨に分散投資を行なうことで、特定の通貨の動きに左右されない、強固なポートフォリオの構築を目指します。
- 2.ポートフォリオの構築にあたっては、通貨毎に対米ドルでの期待リターンとリスクを予測し、ポートフォリオ全体のターゲット・リターン及びリスクに沿うよう、最適化を実施します。
- 3.通貨の期待リターンとリスクは、トレンドの予測と金利差から算出されます。日々通貨の値動きをモデルに入力することで将来の為替トレンドを予測し、また為替先物相場の水準を入力することで、為替相場に織り込まれた通貨間の金利差を算出します。
- 4.ポートフォリオ構築にあたって、対米ドルで算出された期待リターンやリスクは、その他の通貨との関係を考慮して調整されます。
- 5.市場データはモデルに毎日更新され、ポートフォリオは日次でリバランスされます。ポートフォリオのリスクは徹底的に管理されます。ポートフォリオのターゲット・リスクは毎日モニターされており、また通貨毎のポジション上限が決められております。レバレッジは保守的にコントロールされております。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。



## 40 GMO グローバル・タクティカル・ファンドF

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、主として短期国債等の短期金融市場商品に投資しつつ、世界の株式や債券、通貨、商品等に関するデリバティブ取引を利用して、円短期金利を上回るリターンの獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国投資信託です。

ファンドは1ヵ月LIBORをベンチマークとします。

**(B) 信託期間**

無期限（平成20年10月16日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	GMO・オーストラリア・リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行、管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

**(D) 管理報酬等****(1) 投資顧問報酬及び成功報酬**

投資顧問会社は、投資顧問報酬として、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に年1.00%の料率を乗じて得た金額を、ファンドから四半期毎に受領します。

投資顧問会社は成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから四半期毎に受領します。

・成功報酬算出日に、「成功報酬控除前基準価額」が目標基準価額<sup>1</sup>を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

$$1 \text{ 目標基準価額} = (1 + \text{日次目標リターン} \cdot \text{レート}^2)^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$$

$$2 \text{ 日次目標リターン} \cdot \text{レート} = (1 + \text{目標リターン} \cdot \text{レート}^3)^{1/360} - 1$$

3 目標リターン・レートは1ヵ月物円LIBORとします。

・基本基準価額は、最初の成功報酬算出日までの期間は1ユニットあたり10,000円とし、それ以降の期間は以下のいずれかを当該成功報酬算出日の翌日より適用します。

1. 「成功報酬控除前基準価額」 > 「目標基準価額」の場合は、成功報酬算出日における成功報酬控除後基準価額

2. 「成功報酬控除前基準価額」 < 「目標基準価額」の場合は、成功報酬算出日における目標基準価額

**(2) 受託報酬**

受託会社は、受託報酬として、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に対し、年率0.02%を乗じて得た金額をファンドから四半期毎に受領します。

### （3）保管報酬及び管理事務代行報酬

保管受託銀行は、管理事務代行会社としての報酬と合わせて、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に対し、年率0.20%を乗じて得た金額をファンドから四半期毎に受領します。ただし、年間最低報酬額は2,000,000円とします。

### （4）その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、その他ファンドにかかる費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、5年間にわたり償却します。

## （E）投資方針等

### （1）投資目的

ファンドは、主として短期国債等の短期金融市場商品に投資しつつ、世界の株式や債券、通貨、商品等に関するデリバティブ取引を利用して、円短期金利を上回るリターンを獲得を目指します。

### （2）投資態度

定量的な投資手法を用いて、株式や債券、通貨、商品のエクスポージャーを戦略的に変更します。

最適化プロセスを経ることにより、ファンドのリスクを適切にコントロールします。

投資環境の変化や独自の調査分析結果などを踏まえて、新たな戦略の追加や戦略の変更を機動的に行います。

1ヶ月円LIBORを運用上のベンチマークとします。

市況動向やその他の要因によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

金融商品取引法に規定されている有価証券への投資は、信託財産の50%以上とします。

不動産の購入は行いません。

資金の借り入れは原則、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の5%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、原則として行いません。

## 41 JPM日本株マーケットニュートラルF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるJPMニッポン・ニュートラル・マザーファンド（適格機関投資家限定）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。

なお、有価証券に直接投資することもあります。

ファンドは、マザーファンドを通じて、割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指します。

ファンドのベンチマークを円CD3ヶ月物とし、これに対し超過収益を獲得することを目指します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成15年5月22日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.0395%（税抜0.99%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

### （1）投資目的

ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。

主として、割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指すマザーファンド受益証券に投資します。

### （2）投資方針

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

マザーファンドを通じて、以下の運用を行います。

割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指します。

ファンドのベンチマークを円CD3ヶ月物とし、これに対し超過収益を獲得することを目指します。

株式の売建ては主として信用取引により行います。

原則として割安銘柄のロングポジションと割高銘柄のショートポジションを概ね同額保有します。

セクターニュートラル（「JPM日本株式ストラテジー」のセクター分類でロングとショートの金額を概ね同額に維持）及びリスク・ファクターニュートラル(BARRA社によるリスク・ファクターの内主要な指標の値を概ねゼロ近辺に維持)を基本とし、リスクを抑えた運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### （3）主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（これを「実質」投資額といいます。以下同じ）が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券の実質買付けおよび有価証券先物取引等による実質買建て（ロングポジション）の総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信用取引による有価証券の売建ておよび有価証券先物取引等による実質売建て（ショートポジション）の総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

## 42 住信 日本株式アナリストLS・F（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、主として、住信日本株式アナリストLS マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、投資魅力度が高いと判断される銘柄群を買い付ける（ロング）一方で、当該銘柄群に比較して相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群については売付（ショート）を行い、株式市場全体の騰落の影響を極力抑制しながら、投資信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

**(B) 信託期間**

無期限（平成21年8月13日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
委託会社	住信アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年0.7875%（税抜年0.75%）を乗じて得た額とします。

その他、監査費用、証券取引に伴う手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息等がかかります。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

マザーファンドの受益証券を通じて、実質的にわが国の取引所に上場されている株式への投資を行います。

## (2) 投資方針

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンドに対しては住友信託銀行株式会社が投資助言を行います。

マザーファンドの受益証券を通じて、以下の運用を行います。

- ・主として、わが国の株式の中から、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付を行うことで、その銘柄群間で生じる騰落率の格差を主な収益源泉として追求します。
- ・銘柄毎の投資魅力度の判断に際しては、原則として同一業種内における銘柄間で相対的な比較を行い、原則として同一業種内においてポジションがロングあるいはショートの方に極端に偏らないよう留意します。
- ・上記の運用を行うにあたっては、アナリストによる短期的な企業業績に関するコンセンサス変化の予測や、中期的な利益成長性についての評価に基づき、銘柄選定を行います。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

## (3) 主な投資制限

株式への実質純投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の - 10% から + 10% までの範囲内とします。

「実質純投資割合」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額と、マザーファンドの投資信託財産におけるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額を、投資信託財産の純資産総額で除して得た割合をいい、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額の割合を乗じて得た額をいいます。

株式への実質総投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額に100分の110の率を乗じて得られる額以下とします。

「実質総投資額」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額と、マザーファンドの投資信託財産におけるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額をいい、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引による同一銘柄の株式の売付は、当該売付に係る建て玉の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該売付に係る建て玉の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## ベンチマークについて

指定投資信託証券のうち、各FBおよび各FDは、各インデックスの円換算ベースの指数（各委託会社が日々の為替レートに乗じて円換算した指数を含む）をベンチマークとします。

東証株価指数（TOPIX）およびTOPIX（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

ラッセル野村中小型インデックス（配当込み）、Russell/Nomura Small Capインデックス、Russell/Nomura Small Capインデックス（配当込み）、Russell/Nomura Small Cap Growthインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

MSCI-KOKUSAI指数（MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）（MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み））は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index）およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル）（JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Global）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（JP Morgan GBI-EM Global Diversified）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

**指定投資信託証券の委託会社等について**

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

**野村アセットマネジメント株式会社**

昭和34年（1959年）12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

**JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社**

昭和46年（1971年）	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
昭和60年（1985年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成2年（1990年）	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年（1995年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
平成13年（2001年）	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年（2006年）	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成20年（2008年）	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

**東京海上アセットマネジメント投信株式会社**

昭和60年（1985年）12月	東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
昭和62年（1987年）2月	投資顧問業者として登録
同年6月	投資一任業務認可取得
平成3年（1991年）4月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年（1998年）5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業者として登録

**キャピタル・インターナショナル株式会社**

昭和61年（1986年）3月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和62年（1987年）3月	投資顧問業の登録
同年9月	投資一任業務の認可取得
平成18年（2006年）2月	投資信託委託業務の認可取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業登録
平成20年（2008年）7月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

**インベスコ投信投資顧問株式会社**

昭和58年（1983年）	東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
昭和62年（1987年）	投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
平成2年（1990年）	インベスコ投信株式会社を設立



平成8年(1996年)	投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成10年(1998年)	エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

### ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年（1996年）2月6日	会社設立
平成14年（2002年）4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社にゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に變更

### アムンディ・ジャパン株式会社

昭和46年（1971年）11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立
昭和55年（1980年）1月4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる
平成10年（1998年）4月1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成16年（2004年）8月1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う
平成22年（2010年）7月1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更。

### ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

平成8年4月1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社 設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

### アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成 8年10月28日	アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
平成 8年12月 3日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年12月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成12年 1月 1日	商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
平成18年 4月 3日	商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更

### BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に變更

平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

### ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年（1985年）6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立
平成2年（1990年）2月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

### MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.

2000年6月20日	ルクセンブルグにおけるファンド運用会社として「MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.」設立、登記。
------------	---

### グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

平成10年（1998年）	会社設立
--------------	------

### 住信アセットマネジメント株式会社

昭和61年（1986年）11月1日	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年（1987年）2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年（1987年）9月9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成2年（1990年）10月1日	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年（1999年）2月15日	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年（1999年）3月25日	証券投資信託委託業の認可
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

### バイビュー・アセット・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）1月	米国サンフランシスコに本拠をおく米国株式の専門運用会社RSIM(Robertson, Stephens & Company)の資産運用部門として1986年に創業)の100%子会社として設立、同年2月投資顧問助言業者として登録
平成11年（1999年）12月	投資一任契約に係わる業務の認可を取得
平成13年（2001年）9月	為替運用に関する兼業認可を取得
平成14年（2002年）6月	投資信託委託業務の認可を取得
平成19年（2007年）1月	社名を「RSアセット・マネジメント株式会社」から「バイビュー・アセット・マネジメント株式会社」へ変更

[次へ](#)

## &lt;訂正前&gt;

## (3)運用体制

(前略)

ファンドの運用体制等は平成22年10月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

## (3)運用体制

(前略)

ファンドの運用体制等は平成23年4月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

その他の留意点

(前略)

投資方針に記載の資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。また、将来的に新たな代替資産に対するエクスポージャーを持つ投資信託証券や新たな代替手法による運用を行なう投資信託証券等が指定投資信託証券となった場合には、上記の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

(中略)

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(前略)

投資リスクに関する管理体制等は平成22年10月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

(前略)

その他の留意点

(前略)

投資方針に記載の資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。また、将来的に新たな代替資産に対するエクスポージャーを持つ投資信託証券や新たな代替手法による運用を行なう投資信託証券等が指定投資信託証券となった場合には、上記の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

（中略）

#### 委託会社におけるリスクマネジメント体制

（前略）

投資リスクに関する管理体制等は平成23年4月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

##### (3) 信託報酬等

（前略）

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
ノムラ・ジャパン・オープンF	0.90825%（税抜0.865%）
ストラテジック・バリュー・オープンF	0.63%（税抜0.60%）
JPMジャパン50・オープンF	0.8505%（税抜0.81%）
東京海上日本成長株ファンドF	0.609%（税抜0.58%）
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF	0.60375%（税抜0.575%）
野村日本小型株ファンドF	0.8715%（税抜0.83%）
JF中小型株オープンF	0.924%（税抜0.88%）
インベスコ 日本中小型成長株オープンF	0.7455%（税抜0.71%）
GS 計量日本小型株ファンドF	0.67725%（税抜0.645%）

アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	0.945%（税抜0.90%）
野村海外株式ファンドFB	0.8925%（税抜0.85%）
ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB	0.86625%（税抜0.825%）
ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドFB	0.8715%（税抜0.83%）
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB	0.7875%（税抜0.75%）
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB	0.91875%（税抜0.875%）
UBS海外株式ファンドFB	0.9765%（税抜0.93%）
MFS欧州株ファンドFB	0.7875%（税抜0.75%）
ノムラ・アパディーン新興国株ファンドFB	1.029%（税抜0.98%）
ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB	1.155%（税抜1.10%）
JPMエマージング株式フォーカスFB	0.9765%（税抜0.93%）
シュローダー・ワールド・エマージング・ファンドFB	0.9765%（税抜0.93%）
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信FB	0.9765%（税抜0.93%）
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.3885%（税抜0.37%）
ノムラ・モンソリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.7875%（税抜0.75%）以内
ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD	0.4725%（税抜0.45%）
ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD	0.5775%（税抜0.55%）
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	0.2625%（税抜0.25%）
ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	0.2625%（税抜0.25%）
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	0.2625%（税抜0.25%）
メロン米国コア・プラス債券ファンドFD	0.43575%（税抜0.415%）
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.3675%以内 + 成功報酬
ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.84%（税抜0.80%）
ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.6825%（税抜0.65%）
ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD	0.9975%（税抜0.95%）
ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.9975%（税抜0.95%）
JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD	0.672%（税抜0.64%）
パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD	0.525%（税抜0.50%）
野村エマージング債券ファンドFD	0.7875%（税抜0.75%）
JPMエマージング・ボンド・ファンドFD	0.525%（税抜0.50%）
モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD	0.777%（税抜0.74%）
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD	0.84%（税抜0.80%）
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンドFD	0.94%以内
野村コモディティ投信（DJ - UBS商品指数）FB	0.735%（税抜0.70%）
野村コモディティ投信（S&P GSCI商品指数）FB	0.735%（税抜0.70%）
野村世界不動産投信マザーファンド	-
野村世界REITマザーファンド	-
ノムラ・CBRE グローバルリート マザーファンド	-
グローバル・アセット・モデル・ファンドF	0.945%（税抜0.90%） +成功報酬
GSグローバル・マーケット・ストラテジーF	0.8925%（税抜0.85%） +成功報酬
メロン・ダイナミック・ファンドF	1.05%（税抜1.00%）以内
FX コンセプツ・グローバル・カレンシー・ストラテジー・ファンドF	1.22% + 成功報酬
GMO グローバル・タクティカル・ファンドF	1.22% + 成功報酬
JPM日本株マーケットニュートラルF	1.0395%（税抜0.99%）
住信 日本株式アナリストLS・F	0.7875%（税抜0.75%）

上記の信託報酬率は、平成22年10月15日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

（中略）

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成22年10月15日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)信託報酬等

（前略）

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
ノムラ・ジャパン・オープンF	0.90825%（税抜0.865%）
ストラテジック・バリュー・オープンF	0.63%（税抜0.60%）
JPMジャパン50・オープンF	0.8505%（税抜0.81%）
東京海上日本成長株ファンドF	0.609%（税抜0.58%）
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF	0.60375%（税抜0.575%）
野村日本小型株ファンドF	0.8715%（税抜0.83%）
JF中小型株オープンF	0.924%（税抜0.88%）
インベスコ 日本中小型成長株オープンF	0.7455%（税抜0.71%）
GS 計量日本小型株ファンドF	0.67725%（税抜0.645%）
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	0.945%（税抜0.90%）
野村海外株式ファンドFB	0.8925%（税抜0.85%）
ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB	0.86625%（税抜0.825%）
UBS海外株式ファンドFB	0.9765%（税抜0.93%）
ノムラ・アパディーン新興国株ファンドFB	1.029%（税抜0.98%）
ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB	1.155%（税抜1.10%）
JPMエマーシング株式フォーカスFB	0.9765%（税抜0.93%）
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.3885%（税抜0.37%）
ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.7875%（税抜0.75%）以内
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.3675%以内 + 成功報酬
ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.84%（税抜0.80%）
ノムラ・コロビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.6825%（税抜0.65%）
ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.9975%（税抜0.95%）
JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD	0.672%（税抜0.64%）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD	0.75%
野村エマーシング債券ファンドFD	0.7875%（税抜0.75%）
JPMエマーシング・ボンド・ファンドFD	0.525%（税抜0.50%）
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD	0.84%（税抜0.80%）
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンドFD	0.94%以内
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD	0.75%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD	0.80%
野村コモディティ投信（DJ - UBS商品指数）FB	0.735%（税抜0.70%）
野村コモディティ投信（S&P GSCI商品指数）FB	0.735%（税抜0.70%）
野村世界不動産投信マザーファンド	-
野村世界REITマザーファンド	-
ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド	-
グローバル・アセット・モデル・ファンドF	0.945%（税抜0.90%） +成功報酬
GSグローバル・マーケット・ストラテジーF	0.8925%（税抜0.85%） +成功報酬
メロン・ダイナミック・ファンドF	1.05%（税抜1.00%）以内
Bayview / FX Concepts 通貨戦略GCPファンドF	0.9765%（税抜0.93%） +成功報酬
GMO グローバル・タクティカル・ファンドF	1.22% + 成功報酬
JPM日本株マーケットニュートラルF	1.0395%（税抜0.99%）
住信 日本株式アナリストLS・F	0.7875%（税抜0.75%）

上記の信託報酬率は、平成23年4月8日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

（中略）

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成23年4月8日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

なお、ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

## 5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

以下は平成23年2月28日現在の運用状況であります。  
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	33,013,182,489	91.06
	ケイマン	2,189,845,716	6.04
	ルクセンブルグ	452,955,060	1.24
	小計	35,655,983,265	98.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		594,899,766	1.64
合計(純資産総額)		36,250,883,031	100.00

## &lt;ご参考&gt;

## 「野村世界不動産投信マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	4,414,859,200	3.69
	アメリカ	59,384,921,384	49.71
	カナダ	9,521,752,052	7.97
	イギリス	3,505,838,260	2.93
	フランス	5,418,315,725	4.53
	オランダ	2,075,281,735	1.73
	香港	3,042,344,419	2.54
	シンガポール	7,095,271,421	5.93
	オーストラリア	21,603,293,239	18.08
	ニュージーランド	561,481,470	0.47
	小計	116,623,358,905	97.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,829,710,754	2.36
合計(純資産総額)		119,453,069,659	100.00

## 「野村世界REITマザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	330,752,800	6.23
	アメリカ	3,018,083,716	56.90
	カナダ	137,719,670	2.59
	イギリス	371,444,494	7.00
	ドイツ	22,053,725	0.41
	フランス	243,065,594	4.58
	オランダ	163,498,199	3.08
	ベルギー	25,764,682	0.48
	香港	6,766,449	0.12
	シンガポール	153,497,919	2.89
	オーストラリア	748,551,143	14.11
	小計	5,221,198,391	98.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		82,516,234	1.55
合計(純資産総額)		5,303,714,625	100.00

## 「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	545,564,000	5.11
	アメリカ	5,833,504,390	54.73
	カナダ	242,759,474	2.27
	イギリス	879,277,669	8.25
	フランス	636,582,793	5.97
	オランダ	119,640,371	1.12
	シンガポール	577,278,527	5.41
	オーストラリア	1,604,331,891	15.05
	小計	10,438,939,115	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		218,370,624	2.04
合計(純資産総額)		10,657,309,739	100.00

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ - CBRE グローバルリートマザーファンド	4,497,524,553	0.4917	2,211,432,823	0.5119	2,302,282,818	6.35
2	日本	投資信託受益証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	170,557	11,962	2,040,286,508	12,027	2,051,289,039	5.65
3	日本	投資信託受益証券	メロン・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用)	226,133	9,004	2,036,140,866	9,024	2,040,624,192	5.62
4	日本	投資信託受益証券	野村コモディティ投信(S&P GSCI商品指数)FB(適格機関投資家専用)	360,547	5,029	1,813,291,816	5,206	1,877,007,682	5.17
5	日本	投資信託受益証券	野村コモディティ投信(DJ-UBS商品指数)FB(適格機関投資家専用)	273,161	6,739	1,841,091,481	6,707	1,832,090,827	5.05
6	日本	投資信託受益証券	野村世界不動産投信マザーファンド	2,035,288,369	0.8713	1,773,346,756	0.8999	1,831,556,003	5.05
7	ケイマン	投資信託受益証券	GMO グローバル・タクティカル・ファンドF	156,923	11,148	1,749,377,604	10,760	1,688,491,480	4.65
8	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)	152,854	8,996	1,375,141,424	9,044	1,382,411,576	3.81
9	日本	投資信託受益証券	野村世界REITマザーファンド	2,405,394,069	0.5384	1,295,064,167	0.5608	1,348,944,993	3.72
10	日本	投資信託受益証券	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)	116,091	9,171	1,064,697,882	9,211	1,069,314,201	2.94
11	日本	投資信託受益証券	野村エマーシング債券ファンドFD(適格機関投資家専用)	106,405	8,691	924,858,263	8,458	899,973,490	2.48
12	日本	投資信託受益証券	JPM日本株マーケットニュートラルF(適格機関投資家専用)	74,410	11,632	865,537,120	11,664	867,918,240	2.39
13	日本	投資信託受益証券	住信 日本株式アナリストLS・F(適格機関投資家専用)	83,990	10,196	856,362,040	10,266	862,241,340	2.37
14	日本	投資信託受益証券	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFD(適格機関投資家専用)	107,996	7,623	823,278,347	7,776	839,776,896	2.31
15	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	107,001	6,976	746,504,246	7,060	755,427,060	2.08
16	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD(適格機関投資家専用)	92,700	8,081	749,146,747	7,878	730,290,600	2.01
17	日本	投資信託受益証券	GSグローバル・マーケット・ストラテジーF(適格機関投資家専用)	92,016	7,962	732,653,210	7,750	713,124,000	1.96
18	日本	投資信託受益証券	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD(適格機関投資家専用)	101,700	6,750	686,529,918	6,798	691,356,600	1.90
19	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	67,302	10,020	674,366,040	10,094	679,346,388	1.87
20	日本	投資信託受益証券	GS 計量日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)	78,830	8,176	644,549,553	8,231	648,849,730	1.78
21	日本	投資信託受益証券	ノムラ - ルーミス・セイレス米国ハイ・イールドボンド・ファンドFD(適格機関投資家専用)	73,685	8,687	640,173,694	8,733	643,491,105	1.77
22	日本	投資信託受益証券	野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)	52,904	11,693	618,630,278	11,919	630,562,776	1.73
23	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	47,048	13,051	614,049,794	12,947	609,130,456	1.68
24	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	100,197	6,087	609,928,196	6,055	606,692,835	1.67
25	日本	投資信託受益証券	ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)	46,399	12,996	603,014,237	12,809	594,324,791	1.63
26	日本	投資信託受益証券	ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンド・ファンドFD(適格機関投資家専用)	60,167	9,782	588,597,497	9,826	591,200,942	1.63
27	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF(適格機関投資家専用)	93,858	6,033	566,245,314	5,980	561,270,840	1.54
28	日本	投資信託受益証券	UBS海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)	61,808	9,020	557,538,858	8,962	553,923,296	1.52
29	日本	投資信託受益証券	ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用)	41,952	12,327	517,150,488	11,660	489,160,320	1.34
30	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD	45,670	10,096	461,095,200	9,918	452,955,060	1.24



&lt;ご参考&gt;

「野村世界不動産投信マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	MACERICH CO /THE	1,503,619	3,606.67	5,423,071,672	3,972.74	5,973,487,646	5.00
2	オーストラ リア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	79,576,457	64.65	5,144,952,166	71.28	5,672,639,567	4.74
3	アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	1,957,700	2,475.81	4,846,899,110	2,708.68	5,302,795,561	4.43
4	アメリカ	投資証券	HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,668,400	2,414.53	4,028,402,686	2,729.93	4,554,617,047	3.81
5	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	591,704	6,664.26	3,943,273,795	7,352.26	4,350,365,082	3.64
6	シンガ ポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	29,306,100	132.54	3,884,292,036	129.98	3,809,233,253	3.18
7	アメリカ	投資証券	UDR INC	1,906,975	1,852.36	3,532,415,080	1,944.69	3,708,490,468	3.10
8	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	777,000	4,029.93	3,131,261,204	4,672.99	3,630,917,037	3.03
9	カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	1,807,600	1,807.37	3,267,007,073	1,986.10	3,590,084,482	3.00
10	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	392,566	7,980.61	3,132,918,382	8,741.33	3,431,551,229	2.87
11	オーストラ リア	投資証券	WESTFIELD GROUP	4,130,956	812.32	3,355,666,439	803.20	3,318,000,796	2.77
12	オーストラ リア	投資証券	GOODMAN GROUP	56,932,800	53.87	3,067,453,864	57.19	3,256,220,256	2.72
13	アメリカ	投資証券	BRE PROPERTIES INC	808,600	3,441.62	2,782,898,136	3,783.17	3,059,073,687	2.56
14	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	677,500	3,888.57	2,634,512,204	4,385.37	2,971,092,036	2.48
15	オーストラ リア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	13,142,143	222.71	2,926,959,373	220.48	2,897,676,940	2.42
16	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	2,719,824	876.70	2,384,482,755	984.48	2,677,627,562	2.24
17	香港	投資証券	LINK REIT	10,416,000	256.76	2,674,412,160	253.61	2,641,664,256	2.21
18	カナダ	投資証券	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE	1,502,400	1,558.48	2,341,465,159	1,712.16	2,572,349,184	2.15
19	オーストラ リア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP	8,114,472	308.35	2,502,103,932	313.32	2,542,460,447	2.12
20	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO SE	155,600	16,720.07	2,601,643,514	16,249.08	2,528,357,781	2.11
21	アメリカ	投資証券	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	1,038,400	2,030.49	2,108,464,450	2,021.50	2,099,131,207	1.75
22	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	206,757	9,020.78	1,865,110,237	9,650.76	1,995,363,860	1.67
23	シンガ ポール	投資証券	CAPITAMALL TRUST	17,450,500	126.13	2,201,190,364	113.97	1,988,892,816	1.66
24	アメリカ	投資証券	NATIONWIDE HEALTH PPTYS INC	595,020	2,805.92	1,669,579,351	3,183.42	1,894,199,520	1.58
25	フランス	投資証券	MERCIALYS	558,263	3,161.22	1,764,795,845	3,071.51	1,714,712,955	1.43
26	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE (PSA) 7.25 SERIES K	800,000	2,046.01	1,636,814,720	2,070.53	1,656,425,120	1.38
27	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	257,200	5,673.12	1,459,127,827	6,400.34	1,646,168,553	1.37
28	オーストラ リア	投資証券	MIRVAC GROUP	14,599,180	103.61	1,512,657,537	107.34	1,567,113,209	1.31
29	オーストラ リア	投資証券	GPT GROUP	5,396,322	233.74	1,261,389,188	256.95	1,386,633,504	1.16
30	シンガ ポール	投資証券	CAPITACOMMERCIAL TRUST	14,680,000	93.48	1,372,342,184	88.36	1,297,145,352	1.08

## 「野村世界REITマザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	44,809	7,149.62	320,367,546	8,741.33	391,690,515	7.38
2	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	351,719	802.37	282,210,602	803.20	282,502,142	5.32
3	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	24,641	8,323.79	205,106,699	9,650.76	237,804,576	4.48
4	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	24,385	7,736.30	188,649,743	9,034.67	220,310,542	4.15
5	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	25,993	6,415.86	166,767,688	7,352.26	191,107,444	3.60
6	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	38,577	4,034.02	155,620,493	4,672.99	180,270,124	3.39
7	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	23,202	6,528.57	151,475,901	7,658.67	177,696,653	3.35
8	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO SE	9,772	13,600.33	132,902,514	16,249.08	158,786,068	2.99
9	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	35,255	3,721.07	131,186,442	4,360.04	153,713,407	2.89
10	オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	2,080,006	65.48	136,205,240	71.28	148,274,059	2.79
11	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	538,845	238.72	128,634,802	256.95	138,461,072	2.61
12	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	81,372	1,164.54	94,761,758	1,501.82	122,206,894	2.30
13	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	140	766.876	107,362,651	857,000	119,980,000	2.26
14	アメリカ	投資証券	AMB PROPERTY CORP	38,630	2,038.66	78,753,609	2,914.59	112,590,831	2.12
15	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	25,116	3,548.66	89,128,277	4,385.37	110,143,096	2.07
16	アメリカ	投資証券	SENIOR HOUSING PROP TRUST	53,625	1,782.91	95,608,666	1,944.69	104,284,430	1.96
17	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	123	760.169	93,500,826	842,000	103,566,000	1.95
18	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	15,160	6,151.12	93,251,112	6,784.38	102,851,220	1.93
19	イギリス	投資証券	BRITISH LAND	124,631	597.66	74,487,040	747.89	93,210,727	1.75
20	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	422,508	222.14	93,858,124	220.48	93,157,690	1.75
21	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	19,204	3,765.60	72,314,599	4,750.61	91,230,894	1.72
22	オランダ	投資証券	CORIO NV	16,727	4,955.46	82,890,089	5,350.19	89,492,785	1.68
23	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	89,231	863.56	77,056,393	984.48	87,846,634	1.65
24	アメリカ	投資証券	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	29,640	3,006.96	89,126,449	2,851.67	84,523,765	1.59
25	アメリカ	投資証券	BIOMED REALTY TRUST INC	55,791	1,396.42	77,907,885	1,394.78	77,816,712	1.46
26	カナダ	投資証券	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	26,571	2,481.37	65,932,726	2,768.68	73,566,808	1.38
27	アメリカ	投資証券	DOUGRAS EMMETT INC	46,147	1,219.11	56,258,416	1,495.29	69,003,286	1.30
28	アメリカ	投資証券	MACERICH CO /THE	16,327	3,820.72	62,380,962	3,972.74	64,862,929	1.22
29	アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	17,893	2,488.88	44,533,647	3,122.95	55,879,055	1.05
30	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	11,669	4,326.68	50,488,098	4,737.54	55,282,421	1.04

## 「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	71,714	8,021.47	575,251,749	8,741.33	626,876,155	5.88
2	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	775,421	766.73	594,540,481	803.20	622,821,326	5.84
3	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	71,625	6,554.77	469,485,845	7,352.26	526,606,037	4.94
4	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP	1,304,665	300.89	392,561,565	313.32	408,783,117	3.83
5	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO SE	23,629	15,935.09	376,530,336	16,249.08	383,949,653	3.60
6	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	38,754	8,918.94	345,644,762	9,650.76	374,005,866	3.50
7	アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	88,084	3,748.85	330,214,126	4,155.77	366,056,897	3.43
8	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	76,309	4,174.56	318,556,796	4,737.54	361,517,382	3.39
9	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	37,300	7,930.77	295,817,817	9,034.67	336,993,366	3.16
10	アメリカ	投資証券	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	247,286	1,253.10	309,874,895	1,273.04	314,805,414	2.95
11	イギリス	投資証券	BRITISH LAND	408,646	651.94	266,413,653	747.89	305,623,728	2.86
12	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	40,958	5,526.04	226,335,845	6,400.34	262,145,301	2.45
13	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	37,826	6,378.28	241,264,917	6,784.38	256,626,007	2.40
14	アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	94,262	2,597.56	244,851,285	2,676.00	252,245,347	2.36
15	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	51,200	4,423.70	226,493,450	4,750.61	243,231,713	2.28
16	アメリカ	投資証券	PROLOGIS	182,789	1,127.18	206,036,962	1,295.10	236,730,673	2.22
17	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	206,863	909.43	188,127,893	1,104.71	228,525,527	2.14
18	イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	380,000	567.05	215,479,936	593.84	225,661,449	2.11
19	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	992,721	214.68	213,122,407	220.48	218,882,472	2.05
20	アメリカ	投資証券	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	227,536	982.49	223,552,988	961.72	218,827,446	2.05
21	オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	2,548,000	64.65	164,738,901	71.28	181,635,199	1.70
22	アメリカ	投資証券	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	61,000	2,817.05	171,840,564	2,851.67	173,952,419	1.63
23	オーストラリア	投資証券	ING OFFICE FUND	3,434,000	48.07	165,093,670	50.14	172,209,777	1.61
24	シンガポール	投資証券	CAPITAMALL TRUST	1,477,634	122.93	181,656,777	113.97	168,410,970	1.58
25	イギリス	投資証券	DERWENT LONDON PLC	67,000	1,915.08	128,310,413	2,187.16	146,539,827	1.37
26	イギリス	投資証券	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	289,000	444.26	128,393,220	503.54	145,524,978	1.36
27	アメリカ	投資証券	ENTERTAINMENT PROPERTIES TRUST	38,000	3,837.91	145,840,910	3,826.47	145,406,213	1.36
28	シンガポール	投資証券	CAPITACOMMERCIAL TRUST	1,635,596	92.84	151,854,457	88.36	144,523,552	1.35
29	フランス	投資証券	KLEPIERRE	46,000	2,915.64	134,119,440	3,112.44	143,172,502	1.34
30	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	166	748,000	124,168,000	857,000	142,262,000	1.33

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券		98.35
合計		98.35

## &lt;ご参考&gt;

## 「野村世界不動産投信マザーファンド」

種類	業種	投資比率 (%)
投資証券		97.63
合計		97.63

## 「野村世界REITマザーファンド」

種類	業種	投資比率 (%)
投資証券		98.44
合計		98.44

## 「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」

種類	業種	投資比率 (%)
投資証券		97.95
合計		97.95

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (3)運用実績

## 純資産の推移

平成23年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2007年1月22日)	269,808	270,755	1.0623	1.0660
第2期 (2007年7月20日)	272,018	274,376	1.0929	1.1024
第3期 (2008年1月21日)	165,869	165,869	0.9249	0.9249
第4期 (2008年7月22日)	127,545	127,545	0.9291	0.9291
第5期 (2009年1月20日)	69,714	69,714	0.6142	0.6142
第6期 (2009年7月21日)	60,667	60,667	0.6900	0.6900
第7期 (2010年1月20日)	54,263	54,263	0.7684	0.7684
第8期 (2010年7月20日)	42,953	42,953	0.7325	0.7325
第9期 (2011年1月20日)	37,299	37,299	0.7826	0.7826
2010年2月末日	50,237		0.7425	
3月末日	51,462		0.7846	
4月末日	50,604		0.8006	
5月末日	46,209		0.7448	
6月末日	44,140		0.7351	
7月末日	43,103		0.7445	
8月末日	40,748		0.7308	
9月末日	40,142		0.7518	
10月末日	38,420		0.7476	
11月末日	37,729		0.7587	
12月末日	37,153		0.7692	
2011年1月末日	36,834		0.7813	
2月末日	36,250		0.7851	

## 分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0040 円
第2期	0.0100 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円
第6期	0.0000 円
第7期	0.0000 円
第8期	0.0000 円
第9期	0.0000 円

## 収益率の推移

期	収益率
第1期	6.6 %
第2期	3.8 %
第3期	15.4 %
第4期	0.5 %
第5期	33.9 %
第6期	12.3 %
第7期	11.4 %
第8期	4.7 %
第9期	6.8 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

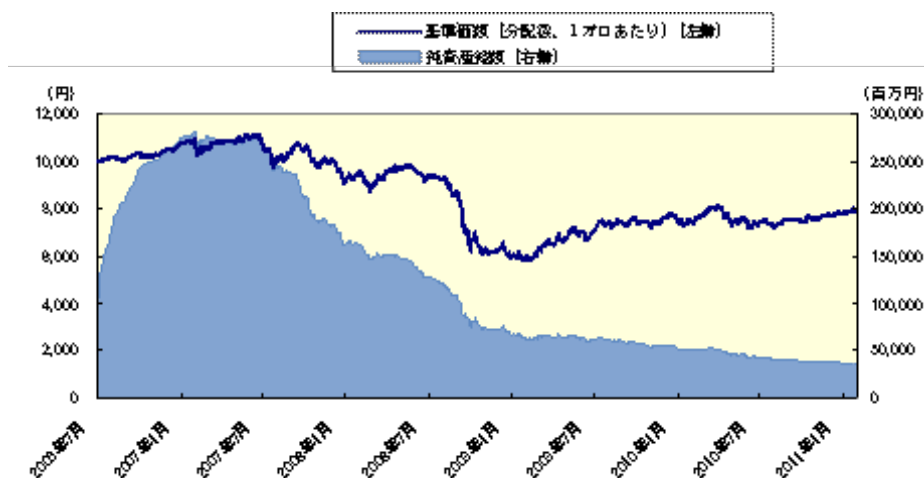
## (4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	257,882,337,064	3,891,513,415	253,990,823,649
第2期	48,054,372,380	53,157,127,321	248,888,068,708
第3期	11,402,974,736	80,945,417,633	179,345,625,811
第4期	656,550,287	42,727,045,477	137,275,130,621
第5期	230,932,536	24,009,189,833	113,496,873,324
第6期	85,151,323	25,654,157,123	87,927,867,524
第7期	122,235,578	17,427,420,774	70,622,682,328
第8期	61,779,617	12,045,258,507	58,639,203,438
第9期	39,408,222	11,018,078,890	47,660,532,770

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt; 運用実績（2011年2月28日現在）

[ 基準価額・純資産の推移 ]（日次：設定来）



[ 分配の推移 ]（1万口あたり、課税前）

2011年1月	0 円
2010年7月	0 円
2010年1月	0 円
2009年7月	0 円
2009年1月	0 円
設定来累計	140 円

[ 主要な資産の状況 ]

銘柄別投資比率(上位)		
順位	銘柄	投資比率(%)
1	ノムラーCBRE グローバルリート マザーファンド	6.4
2	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	5.7
3	メロン・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用)	5.6
4	野村コモディティ投信(S&P GSCI商品指数)FB(適格機関投資家専用)	5.2
5	野村コモディティ投信(DJ-UBS商品指数)FB(適格機関投資家専用)	5.1
6	野村世界不動産投信マザーファンド	5.1
7	GMO グローバル・タクティカル・ファンドF	4.7
8	ノムラ海外債券ファンド(カスタムEM型)FD(適格機関投資家専用)	3.8
9	野村世界REITマザーファンド	3.7
10	ノムラー モンドリアン海外債券ファンド(カスタムEM型)FD(適格機関投資家専用)	2.9

## [ 年間収益率の推移 ] ( 暦年ベース )



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ ファンドにベンチマークはありません。
- ・ 2006年は設定日（2006年7月27日）から年末までのファンドの収益率。
- ・ 2011年は年初から2月末までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

#### <更新・訂正後>

#### ノムラ・オールインワン・ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第8期計算期間(平成22年1月21日から平成22年7月20日まで)および第9期計算期間(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成22年1月21日から平成22年7月20日まで)および第9期計算期間(平成22年7月21日から平成23年1月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



## 1財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 平成22年 7月20日現在	第9期 平成23年 1月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,021,145,426	691,002,560
投資信託受益証券	36,073,642,107	31,291,251,648
親投資信託受益証券	6,353,282,319	5,615,536,764
未収入金	323,864,234	136,209,286
未収利息	2,990	1,909
流動資産合計	43,771,937,076	37,734,002,167
資産合計	43,771,937,076	37,734,002,167
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	144,427,199	44,937,793
未払解約金	380,396,675	148,964,218
未払受託者報酬	7,608,323	6,271,725
未払委託者報酬	285,516,469	234,144,295
その他未払費用	764,616	627,112
流動負債合計	818,713,282	434,945,143
負債合計	818,713,282	434,945,143
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	58,639,203,438	47,660,532,770
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,685,979,644	10,361,475,746
（分配準備積立金）	6,336,508,655	5,491,488,912
元本等合計	42,953,223,794	37,299,057,024
純資産合計	42,953,223,794	37,299,057,024
負債純資産合計	43,771,937,076	37,734,002,167

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自平成22年 1月21日 至平成22年 7月20日	第9期 自平成22年 7月21日 至平成23年 1月20日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	369,754,958	268,693,220
受取利息	428,712	338,378
有価証券売買等損益	2,333,904,009	2,527,962,484
その他収益	7,397,546	-
営業収益合計	1,956,322,793	2,796,994,082
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	7,608,323	6,271,725
委託者報酬	285,516,469	234,144,295
その他費用	764,616	627,112
営業費用合計	293,889,408	241,043,132
営業利益	2,250,212,201	2,555,950,950
経常利益	2,250,212,201	2,555,950,950
当期純利益	2,250,212,201	2,555,950,950
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	129,578,713	184,436,058
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,359,560,842	15,685,979,644
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,809,133,390	2,962,776,196
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,809,133,390	2,962,776,196
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,918,704	9,787,190
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,918,704	9,787,190
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,685,979,644	10,361,475,746

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	第9期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 投資信託受益証券及び親投資信託 受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券及び親投資信託 受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収 益分配金を、原則として収益分配金落 の売買が行われる日において、当該収 益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左  (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成22年1 月21日から平成22年7月20日までと なっております。	当ファンドの計算期間は、平成22年7 月21日から平成23年1月20日までと なっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第8期 平成22年7月20日現在	第9期 平成23年1月20日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 58,639,203,438 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 47,660,532,770 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 15,685,979,644 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 10,361,475,746 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7325 円 (10,000口当たり純資産額 7,325 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7826 円 (10,000口当たり純資産額 7,826 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	第9期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 69,096,438 円 当ファンドの投資対象である野村世界不動産投信マザーファンド、野村世界REITマザーファンド及びノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 野村世界不動産投信マザーファンド 支払金額 385,938,089 円 野村世界REITマザーファンド 支払金額 9,909,413 円 ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド 支払金額 31,978,371 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 56,700,020 円 当ファンドの投資対象である野村世界不動産投信マザーファンド、野村世界REITマザーファンド及びノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 野村世界不動産投信マザーファンド 支払金額 292,812,634 円 野村世界REITマザーファンド 支払金額 10,677,981 円 ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド 支払金額 27,258,410 円
2 分配金の計算過程 該当事項はございません。	2 分配金の計算過程 該当事項はございません。

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	第9期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、商品(コモディティ)市況の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 平成22年7月20日現在	第9期 平成23年1月20日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	第9期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	第9期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
期首元本額 70,622,682,328 円	期首元本額 58,639,203,438 円
期中追加設定元本額 61,779,617 円	期中追加設定元本額 39,408,222 円
期中一部解約元本額 12,045,258,507 円	期中一部解約元本額 11,018,078,890 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	第9期 自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,776,254,072	1,619,127,694
親投資信託受益証券	278,751,383	626,435,054
合計	2,055,005,455	2,245,562,748

## 3 デリバティブ取引関係

第8期(自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日)

該当事項はございません。

第9期(自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日)

該当事項はございません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年1月20日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年1月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		367,306,596	
	野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)		577,408,128	
	JF中小型株オープンF(適格機関投資家専用)		428,257,325	
	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)		622,840,995	
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB(適格機関投資家専用)		515,517,924	
	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)		757,552,080	
	ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンFD(適格機関投資家専用)		83,627,250	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD(適格機関投資家専用)		532,471,332	
	UBS海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)		388,885,200	
	JPMエマージング株式フォーカスFB(適格機関投資家専用)		318,130,648	
	シュローダー・ワールド・エマージング・ファンドFB(適格機関投資家専用)		481,283,966	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信FB(適格機関投資家専用)		102,024,960	
	ノムラ・アバディーン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用)		256,167,842	
	野村コモディティ投信(DJ-UBS商品指数)FB(適格機関投資家専用)		2,007,554,839	
	野村コモディティ投信(S&P GSCI商品指数)FB(適格機関投資家専用)		1,979,147,863	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)		1,528,567,040	
	GSグローバル・マーケット・ストラテジーF(適格機関投資家専用)		95,599,296	
	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD(適格機関投資家専用)		467,565,072	
	ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールドボンドファンドFD(適格機関投資家専用)		306,035,610	
	インベスコ日本中小型成長株オープンF(適格機関投資家専用)		339,061,845	
	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)		591,400,214	

	JPM日本株マーケットニュートラルF（適格機関投資家専用）		953,893,792	
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）		681,588,259	
	JPMエマーシング・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）		394,672,824	
	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD  （適格機関投資家専用）		7,481,162	
	MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）		425,353,764	
	メロン・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）		1,561,777,568	
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF（適格機関投資家専用）		621,079,251	
	野村エマーシング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		854,835,900	
	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドFB（適格機関投資家専用）		227,400,316	
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）		743,434,614	
	GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）		685,860,112	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		460,396,062	
	モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープンFD（適格機関投資家専用）		97,947,089	
	野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）		397,017,140	
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		1,360,005,555	
	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールドボンドファンドFD（適格機関投資家専用）		633,004,316	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）		344,678,862	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）		98,222,530	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）		114,244,052	
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB（適格機関投資家専用）		126,343,750	
	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）		570,476,110	
	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD  （適格機関投資家専用）		802,243,044	
	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）		243,542,000	



	住信日本株式アナリストLS・F（適格機関投資家専用）		856,362,040	
	ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）		378,979,510	
	ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドファンドFD  （適格機関投資家専用）		569,655,221	
	FX コンセプツ・グローバル・カレンシー・ストラテジー・ファンドF		1,924,045,396	
	GMO グローバル・タクティカル・ファンドF		1,749,377,604	
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） -  海外債券ファンド（カスタムBM型）FD		304,632,504	
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンドFD		356,295,276	
投資信託受益証券計	銘柄数：51		31,291,251,648	
	組入時価比率：83.9%		84.8%	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村世界不動産投信 マザーファンド		1,838,572,368	
	野村世界REITマザーファンド		1,466,332,441	
	ノムラ-CBREグローバルリートマザーファンド		2,310,631,955	
親投資信託受益証券計	銘柄数：3		5,615,536,764	
	組入時価比率：15.1%		15.2%	
合計			36,906,788,412	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

参考

野村世界不動産投信マザーファンド  
野村世界REITマザーファンド  
ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド

当ファンドは「野村世界不動産投信マザーファンド」、「野村世界REITマザーファンド」および「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「野村世界不動産投信マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年1月20日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		521,761,392
コール・ローン		504,692,990
投資証券		121,077,069,643
派生商品評価勘定		10,000
未収入金		1,957,680,994
未収配当金		393,170,746
未収利息		1,394
流動資産合計		124,454,387,159
資産合計		
		124,454,387,159
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		280,000
未払解約金		397,126,065
流動負債合計		397,406,065
負債合計		
		397,406,065
純資産の部		
元本等		
元本		142,567,219,549
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		18,510,238,455
元本等合計		124,056,981,094
純資産合計		
		124,056,981,094
負債純資産合計		
		124,454,387,159

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	平成23年1月20日現在
1 元本の欠損の額	18,510,238,455 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.8702 円
(10,000口当たり純資産額)	8,702 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	
1	<p>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>
3	<p>金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>
4	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年1月20日現在	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

平成23年1月20日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年7月21日
期首元本額	209,945,966,084 円
期首より平成23年1月20日までの期中追加設定元本額	13,913,435 円
期首より平成23年1月20日までの期中一部解約元本額	67,392,659,970 円
期末元本額	142,567,219,549 円
期末元本額の内訳*	
野村世界不動産投信	140,454,403,681 円
ノムラ・オールインワン・ファンド	2,112,815,868 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(平成23年1月20日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年1月20日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,200	724,800,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	30	14,265,000	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,260	1,054,620,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	250	207,000,000	
	日本リテールファンド投資法人 投資証券	5,948	895,768,800	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,342	1,069,574,000	
	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	899	338,473,500	
日本円計	銘柄数：7	10,929	4,304,501,300	
			(4,304,501,300)	
	組入時価比率：3.5%		3.5%	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	302,200	22,870,496.00	
	AMB PROPERTY (AMB) 7.00% SERIES O	318,000	7,876,860.00	
	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	1,038,400	25,513,488.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	206,757	23,253,959.79	
	BRE PROPERTIES INC	808,600	34,292,726.00	
	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	1,034,200	17,684,820.00	
	COUSINS PROPERTY(CUZ) 7.500 Series B	208,000	5,152,160.00	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	494,000	9,000,680.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	205,600	15,783,912.00	
	FELCOR LODGING TRUST INC 8.00 PFD	250,000	6,575,000.00	
	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	204,700	2,968,150.00	
	HERSHA HOSPITAL (HT) 8.0% SERIES A	200,000	4,998,000.00	

	HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,668,400	53,822,584.00	
	KILROY REALTY (KRC) 7.5000 SERIES F	163,700	4,153,069.00	
	L A S A L L E H O T E L (LHO)7.5%SeriesD	250,000	6,097,500.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	1,957,700	64,897,755.00	
	MACERICH CO /THE	1,503,619	70,068,645.40	
	NATIONWIDE HEALTH PPTYS INC	595,020	21,962,188.20	
	NATL RETAIL PPTY (NNN) 7.375 SERIES C	237,100	5,932,242.00	
	PROLOGIS	1,277,000	18,299,410.00	
	PS BUSINESS PARK (PSB) 7.0000 SERIES H	52,860	1,292,427.00	
	PUBLIC STORAGE (PSA) 7.25 SERIES K	800,000	20,208,000.00	
	PUBLIC STORAGE(PSA) 7.2500 SERIES I	311,000	7,830,980.00	
	REGENCY CENTERS CORP	342,800	14,212,488.00	
	REGENCY CENTERS(REG) 6.700 SERIES	292,000	7,022,600.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	432,566	42,707,241.18	
	SL GREEN REALTY CORP	76,000	5,302,520.00	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	238,000	11,850,020.00	
	TAUBMAN CENTERS INC	852,500	43,349,625.00	
	TAUBMAN CENTERS(TCO) 7.6250 Series-H	129,000	3,257,250.00	
	UDR INC	2,006,975	45,919,588.00	
	URSTADT BIDDLE (UBP) 7.5% SERIES D	590,000	14,537,600.00	
	VENTAS INC	777,000	41,515,110.00	
	VORNADO REALTY TRUST	736,704	63,069,229.44	
米ドル計	銘柄数：34	20,560,401	743,278,324.01	
			(61,067,747,100)	
	組入時価比率：49.2%		50.4%	

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	414,000	9,807,660.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	613,600	10,836,176.00	
	H & R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	586,800	11,642,112.00	
	INNVEST REAL ESTATE INVESTME	1,233,200	8,694,060.00	
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE	1,502,400	29,657,376.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,057,600	47,160,192.00	
カナダドル計	銘柄数：6	6,407,600	117,797,576.00	
			(9,710,054,189)	
	組入時価比率：7.8%		8.0%	
	BRITISH LAND	718,242	3,821,047.44	
	HAMMERSON PLC	490,097	2,142,213.98	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	2,719,824	18,889,177.68	
英ポンド計	銘柄数：3	3,928,163	24,852,439.10	
			(3,258,651,814)	
	組入時価比率：2.6%		2.7%	
	CORIO NV	93,300	4,432,683.00	
	E U R O C O M M E R C I A L PROPRTI-CVA	196,500	6,622,050.00	
	KLEPIERRE	226,984	6,084,306.12	
	MERCIALYS	558,263	15,765,347.12	
	STE DE LA TOUR EIFFEL	76,650	4,553,010.00	
	UNIBAIL RODAMCO SE	160,600	22,837,320.00	
	VASTNED RETAIL NV	193,800	10,046,592.00	
ユーロ計	銘柄数：7	1,506,097	70,341,308.24	
			(7,769,900,908)	
	組入時価比率：6.3%		6.4%	
	CHAMPION REIT	8,611,000	42,366,120.00	
	LINK REIT	10,416,000	253,629,600.00	
ホンコンドル計	銘柄数：2	19,027,000	295,995,720.00	
			(3,125,714,803)	
	組入時価比率：2.5%		2.6%	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	29,306,100	63,008,115.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	14,680,000	22,460,400.00	
	CAPITAMALL TRUST	17,450,500	33,155,950.00	
シンガポールドル計	銘柄数：3	61,436,600	118,624,465.00	
			(7,582,475,802)	
	組入時価比率：6.1%		6.3%	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	16,661,600	13,745,820.00	
	DEXUS PROPERTY GROUP	88,576,457	73,518,459.31	



	GOODMAN GROUP	64,932,800	42,206,320.00	
	GPT GROUP	5,396,322	15,811,223.46	
	MIRVAC GROUP	16,599,180	21,910,917.60	
	STOCKLAND TRUST GROUP	9,114,472	34,270,414.72	
	WESTFIELD GROUP	5,380,956	52,787,178.36	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	13,142,143	34,958,100.38	
豪ドル計	銘柄数：8	219,803,930	289,208,433.83	
			(23,677,494,477)	
	組入時価比率：19.1%		19.6%	
	KIWI INCOME PROPERTY TRUST	9,225,000	9,225,000.00	
ニュージーランドドル計	銘柄数：1	9,225,000	9,225,000.00	
			(580,529,250)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
投資証券計			121,077,069,643	
			(116,772,568,343)	
合計			121,077,069,643	
			(116,772,568,343)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。  
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成23年1月20日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	847,220,000		847,490,000	270,000
米ドル	164,300,000		164,300,000	
ユーロ	110,460,000		110,450,000	10,000
豪ドル	572,460,000		572,740,000	280,000
合計	847,220,000		847,490,000	270,000

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下の  
ように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

[次へ](#)

**第三部【委託会社等の情報】****第1【委託会社等の概況】**

## 1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

## (1)資本金の額

平成22年8月末現在、17,180百万円

(以下略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1)資本金の額

平成23年2月末現在、17,180百万円

(以下略)

## 2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	698	10,597,250
単体型株式投資信託	23	269,707
追加型公社債投資信託	19	4,938,306
単体型公社債投資信託	0	0
合計	740	15,805,263

## 3 委託会社等の経理状況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 の該当部分を以下のように訂正するとともに、末尾に添付のように、最近中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間財務諸表（以下「中間財務諸表」といいます。）が追加されます。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

### <訂正前>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第50期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第51期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### <訂正後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第50期事業年度(前事業年度)は改正前、第51期事業年度(当事業年度)は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに当中間会計期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

### <中間財務諸表>

[次へ](#)

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\*平成22年7月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\*平成22年7月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

\*平成22年6月末現在

<訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\*平成23年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

\*平成23年1月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

\*平成22年12月末現在

## 2 「野村世界REITマザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1) 貸借対照表

対象年月日	平成23年1月20日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	46,747,552
コール・ローン	32,546,984
投資証券	5,109,196,210
派生商品評価勘定	6,005
未収入金	46,355,964
未収配当金	9,341,349
未収利息	89
流動資産合計	5,244,194,153
資産合計	5,244,194,153
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	32,567
未払金	52,451,130
未払解約金	16,500,000
流動負債合計	68,983,697
負債合計	68,983,697
純資産の部	
元本等	
元本	9,611,814,529
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,436,604,073
元本等合計	5,175,210,456
純資産合計	5,175,210,456
負債純資産合計	5,244,194,153

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。



## (貸借対照表に関する注記)

平成23年1月20日現在	
1 元本の欠損の額	4,436,604,073 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.5384 円
(10,000口当たり純資産額)	5,384 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。



## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年1月20日現在

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額  
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は  
ありません。
- 2 時価の算定方法  
投資証券  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  
派生商品評価勘定  
デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。  
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と  
しております。

## (その他の注記)

平成23年1月20日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年7月21日
期首元本額	8,642,061,212 円
期首より平成23年1月20日までの期中追加設定元本額	2,574,013,512 円
期首より平成23年1月20日までの期中一部解約元本額	1,604,260,195 円
期末元本額	9,611,814,529 円
期末元本額の内訳*	
野村ファンドラップ世界REIT Aコース	691,784,367 円
野村ファンドラップ世界REIT Bコース	6,196,530,084 円
ノムラ・オールインワン・ファンド	2,723,500,078 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年1月20日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成23年1月20日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	141	118,017,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	129	106,812,000	
	日本リテールファンド投資法人 投資証券	182	27,409,200	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	54	31,698,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	35	27,895,000	
	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	74	27,861,000	
日本円計	銘柄数：6	615	339,692,200	
			(339,692,200)	
	組入時価比率：6.6%		6.7%	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,654	427,894.72	
	AMB PROPERTY CORP	39,639	1,295,006.13	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	24,670	2,774,634.90	
	BIOMED REALTY TRUST INC	51,297	929,501.64	
	BOSTON PROPERTIES	22,372	2,005,202.36	
	BRANDYWINE REALTY TRUST	14,583	163,037.94	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	19,204	1,026,837.88	
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	28,754	986,262.20	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	47,137	571,771.81	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	9,912	523,353.60	
	DOUGRAS EMMETT INC	47,970	808,774.20	
	DUPONT FABROS TECHNOLOGY	8,270	172,594.90	
	EQUITY ONE INC	23,476	437,592.64	
	EQUITY RESIDENTIAL	36,057	1,835,301.30	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	4,658	523,233.14	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	15,447	281,444.34	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	16,024	1,230,162.48	
	FIRST POTOMAC REALTY TRUST	13,995	223,500.15	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	8,598	176,860.86	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	81,523	1,478,827.22	
	KILROY REALTY CORP	17,893	666,693.18	
	KIMCO REALTY CORP	34,898	620,486.44	
	LASALLE HOTEL PROPERTIES	20,252	575,359.32	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	12,488	413,977.20	
	MACERICH CO /THE	16,327	760,838.20	
	PROLOGIS	32,538	466,269.54	
	PUBLIC STORAGE	25,057	2,596,406.34	
	SENIOR HOUSING PROP TRUST	53,767	1,163,517.88	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	45,998	4,541,382.54	
	TAUBMAN CENTERS INC	24,670	1,254,469.50	
	U-STORE-IT TRUST	24,750	228,195.00	
	VENTAS INC	39,119	2,090,128.17	
	VORNADO REALTY TRUST	26,370	2,257,535.70	
米ドル計	銘柄数：33	893,367	35,507,053.42	

			(2,917,259,508)	
	組入時価比率：56.4%		57.1%	
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	3,068	65,716.56	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	5,850	103,311.00	
	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	26,397	845,231.94	
	NORTHERN PROPERTY REAL ESTAT	5,729	162,818.18	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	18,100	414,852.00	
カナダドル計	銘柄数：5	59,144	1,591,929.68	
			(131,222,763)	
	組入時価比率：2.5%		2.6%	
	BIG YELLOW GROUP PLC	47,821	159,243.93	
	BRITISH LAND	119,854	637,623.28	
	DERWENT LONDON PLC	13,329	208,865.43	
	HAMMERSON PLC	106,054	463,562.03	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	79,222	550,196.79	
	METRIC PROPERTY INVEST-W/I	68,754	74,598.09	
	SEGRO PLC	143,021	427,346.74	
	SHAFTESBURY PLC	40,842	182,931.31	
英ポンド計	銘柄数：8	618,897	2,704,367.60	
			(354,596,679)	
	組入時価比率：6.9%		6.9%	

種類	銘柄	口数	評価額	備考	
投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	11,132	115,772.80		
	BEFIMMO S.C.A.	696	42,073.20		
	COFINIMMO	1,440	141,566.40		
	CORIO NV	15,946	757,594.46		
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-CVA	3,827	128,969.90		
	HAMBORNER REIT AG	9,516	76,032.84		
	KLEPIERRE	10,889	291,879.64		
	MERCIALYS	6,904	194,968.96		
	SILIC	2,375	230,018.75		
	UNIBAIL RODAMCO SE	9,912	1,409,486.40		
	VASTNED RETAIL NV	4,358	225,918.72		
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,329	86,988.15		
	WERELDHAVE NV	3,448	248,980.08		
	ユーロ計	銘柄数：13	82,772	3,950,250.30	
				(436,344,648)	
	組入時価比率：8.4%		8.5%		
	CHAMPION REIT	38,000	186,960.00		
	LINK REIT	36,708	893,839.80		
ホンコンドル計	銘柄数：2	74,708	1,080,799.80		
			(11,413,245)		
	組入時価比率：0.2%		0.2%		
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	356,109	765,634.35	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	603,000	922,590.00		
	SUNTEC REIT	591,000	927,870.00		
シンガポールドル計	銘柄数：3	1,550,109	2,616,094.35		
			(167,220,750)		
	組入時価比率：3.2%		3.3%		
		CHARTER HALL OFFICE REIT	140,896	435,368.64	
		COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	700,684	578,064.30	
		DEXUS PROPERTY GROUP	2,178,571	1,808,213.93	
		GPT GROUP	565,896	1,658,075.28	
		WESTFIELD GROUP	360,972	3,541,135.32	
		WESTFIELD RETAIL TRUST	435,216	1,157,674.56	
豪ドル計	銘柄数：6	4,382,235	9,178,532.03		
			(751,446,417)		
	組入時価比率：14.5%		14.7%		
投資証券計			5,109,196,210		
			(4,769,504,010)		
合計			5,109,196,210		
			(4,769,504,010)		

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成23年1月20日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買建	8,214,067		8,183,500	30,567
豪ドル	8,214,067		8,183,500	30,567
売建	9,744,005		9,740,000	4,005
米ドル	6,572,000		6,572,000	
ホンコンドル	3,172,005		3,168,000	4,005
合計				26,562

## (注)時価の算定方法

## 為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう  
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

3 「ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

対象年月日	平成23年1月20日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	96,113,916
コール・ローン	433,946,889
投資証券	10,422,500,628
派生商品評価勘定	405
未収入金	90,939,608
未収配当金	27,070,083
未収利息	1,199
流動資産合計	11,070,572,728
資産合計	11,070,572,728
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	44,700
未払金	41,344,125
未払解約金	375,000,000
流動負債合計	416,388,825
負債合計	416,388,825
純資産の部	
元本等	
元本	21,668,908,016
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	11,014,724,113
元本等合計	10,654,183,903
純資産合計	10,654,183,903
負債純資産合計	11,070,572,728

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年1月20日現在	
1 元本の欠損の額	11,014,724,113 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.4917 円
(10,000口当たり純資産額)	4,917 円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年1月20日現在

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額  
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は  
ありません。
- 2 時価の算定方法  
投資証券  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  
派生商品評価勘定  
デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。  
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と  
しております。

## (その他の注記)

平成23年1月20日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年7月21日
期首元本額	28,475,040,667 円
期首より平成23年1月20日までの期中追加設定元本額	146,020,705 円
期首より平成23年1月20日までの期中一部解約元本額	6,952,153,356 円
期末元本額	21,668,908,016 円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・オールインワン・ファンド	4,699,271,824 円
ノムラ・グローバル・オールスターズ	16,969,636,192 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



## (3)附属明細表

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(平成23年1月20日現在)

該当事項はございません。

## (2)株式以外の有価証券

(平成23年1月20日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	42	35,154,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	618	138,432,000	
	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	166	138,444,000	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	172	134,504,000	
日本円計	銘柄数：4	998	446,534,000	
			(446,534,000)	
	組入時価比率：4.2%		4.3%	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	41,958	3,175,381.44	
	A M E R I C A N C A M P U S COMMUNITIES	97,962	3,030,944.28	
	ASHFORD HOSPITAL(AHT) 8.45 SERIES D	46,060	1,084,713.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	37,954	4,268,686.38	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	40,900	2,186,923.00	
	C O R P O R A T E O F F I C E PROPERTIES	56,200	1,927,660.00	
	D I A M O N D R O C K HOSPITALITY CO	154,741	1,877,008.33	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	76,309	4,029,115.20	
	DOUGRAS EMMETT INC	121,768	2,053,008.48	
	DUKE REALTY CORP	218,963	2,870,604.93	
	D U P O N T F A B R O S TECHNOLOGY	53,800	1,122,806.00	
	E N T E R T A I N M E N T PROPERTIES TRUST	41,200	1,854,000.00	
	EQUITY ONE INC	25,000	466,000.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	37,826	2,903,902.02	
	G E N E R A L G R O W T H PROPERTIES INC	246,134	3,568,943.00	
	GLIMCHER REALTY (GRT) 8.1250 SERIES G	32,309	788,016.51	
	HEALTH CARE REIT INC	88,084	4,206,011.00	
	HERSHA HOSPITALITY TRUST	240,393	1,564,958.43	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	83,000	1,505,620.00	
	KITE REALTY GROUP TRUST	203,172	1,056,494.40	
	PROLOGIS	182,789	2,619,366.37	
	PUBLIC STORAGE	44,400	4,600,728.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	81,214	8,018,258.22	

	TAUBMAN CENTERS INC	32,400	1,647,540.00	
	UDR INC	72,780	1,665,206.40	
	VORNADO REALTY TRUST	72,625	6,217,426.25	
米ドル計	銘柄数：26	2,429,941	70,309,321.64	
			(5,776,613,865)	
	組入時価比率：54.2%		55.4%	
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	64,150	1,374,093.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	64,930	1,488,195.60	
カナダドル計	銘柄数：2	129,080	2,862,288.60	
			(235,938,449)	
	組入時価比率：2.2%		2.3%	
	BIG YELLOW GROUP PLC	130,923	435,973.59	
	BRITISH LAND	436,646	2,322,956.72	
	DERWENT LONDON PLC	71,400	1,118,838.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	312,900	1,137,078.60	
	HAMMERSON PLC	380,000	1,660,980.00	
英ポンド計	銘柄数：5	1,331,869	6,675,826.91	
			(875,334,424)	
	組入時価比率：8.2%		8.4%	
	E U R O C O M M E R C I A L PROPRTI-CVA	33,500	1,128,950.00	
	ICADE	13,500	1,029,105.00	
	KLEPIERRE	49,700	1,332,208.50	
	UNIBAIL RODAMCO SE	23,629	3,360,043.80	
ユーロ計	銘柄数：4	120,329	6,850,307.30	
			(756,684,944)	
	組入時価比率：7.1%		7.2%	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	995,000	2,139,250.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	1,725,596	2,640,161.88	
	CAPITAMALL TRUST	1,477,634	2,807,504.60	
	SUNTEC REIT	1,490,161	2,339,552.77	
シンガポールドル計	銘柄数：4	5,688,391	9,926,469.25	
			(634,499,914)	
	組入時価比率：6.0%		6.1%	

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	2,748,000	2,280,840.00	
	ING INDUSTRIAL FUND	672,100	356,213.00	
	ING OFFICE FUND	3,434,000	2,043,230.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	1,361,665	5,119,860.40	
	WESTFIELD GROUP	835,421	8,195,480.01	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	1,026,721	2,731,077.86	
豪ドル計	銘柄数：6	10,077,907	20,726,701.27	
			(1,696,895,032)	
	組入時価比率：15.9%		16.3%	
投資証券計			10,422,500,628	
			(9,975,966,628)	
合計			10,422,500,628	
			(9,975,966,628)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
 2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成23年1月20日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	56,555,705		56,600,000	44,295
米ドル	24,645,405		24,645,000	405
シンガポールドル	31,910,300		31,955,000	44,700
合計	56,555,705		56,600,000	44,295

### (注)時価の算定方法

#### 為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう  
 に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価して  
 おります。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場  
 合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、  
 当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレート  
 を用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に  
 は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いておりま  
 す。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算  
 期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更

新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

純資産額計算書

平成23年2月28日現在

資産総額	36,545,868,672	円
負債総額	294,985,641	円
純資産総額( - )	36,250,883,031	円
発行済口数	46,174,184,960	口
1口当たり純資産額( / )	0.7851	円

## &lt;ご参考&gt;

## 「野村世界不動産投信マザーファンド」

資産総額	120,853,083,734	円
負債総額	1,400,014,075	円
純資産総額( - )	119,453,069,659	円
発行済口数	132,747,298,497	口
1口当たり純資産額( / )	0.8999	円

## 「野村世界REITマザーファンド」

資産総額	5,364,370,306	円
負債総額	60,655,681	円
純資産総額( - )	5,303,714,625	円
発行済口数	9,457,809,061	口
1口当たり純資産額( / )	0.5608	円

## 「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」

資産総額	10,806,772,419	円
負債総額	149,462,680	円
純資産総額( - )	10,657,309,739	円
発行済口数	20,817,550,286	口
1口当たり純資産額( / )	0.5119	円

## 中間貸借対照表

		平成22年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,452
金銭の信託		38,874
有価証券		2,300
短期貸付金		186
未収委託者報酬		10,177
未収収益		3,318
繰延税金資産		1,118
その他		260
貸倒引当金		6
流動資産計		57,681
固定資産		
有形固定資産	1	1,609
無形固定資産		11,109
ソフトウェア		11,106
その他		2
投資その他の資産		26,021
投資有価証券		8,177
関係会社株式		16,099
繰延税金資産		937
その他		807
貸倒引当金		0
固定資産計		38,740
資産合計		96,421

		平成22年 9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		10,000
未払収益分配金		4
未払償還金		60
未払手数料		4,495
その他未払金	2	1,878
未払費用		7,118
未払法人税等		669
賞与引当金		1,518
その他		93
流動負債計		25,839
固定負債		
退職給付引当金		4,520
時効後支払損引当金		482
その他		22
固定負債計		5,025
負債合計		30,865
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		63,157
資本剰余金		17,180
資本準備金		11,729
利益剰余金		11,729
利益準備金		34,247
その他利益剰余金		685
別途積立金		33,561
繰越利益剰余金		24,606
評価・換算差額等		8,955
その他有価証券評価差額金		2,399
繰延ヘッジ損益		2,415
		16
純資産合計		65,556
負債・純資産合計		96,421

## 中間損益計算書

		自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		39,377
運用受託報酬		5,636
その他営業収益		61
営業収益計		45,075
営業費用		
支払手数料		18,603
調査費		10,459
その他営業費用		2,321
営業費用計		31,385
一般管理費	1	12,045
営業利益		1,645
営業外収益	2	3,121
営業外費用	3	48
経常利益		4,718
特別利益	4	513
特別損失	5	155
税引前中間純利益		5,077
法人税、住民税及び事業税		1,862
法人税等調整額		527
中間純利益		2,687

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成22年 4月 1日
	至 平成22年 9月30日
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>資本剰余金合計</b>	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>別途積立金</b>	
前期末残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
<b>繰越利益剰余金</b>	
前期末残高	9,872
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	8,955
<b>利益剰余金合計</b>	
前期末残高	35,164



当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	34,247
株主資本合計	
前期末残高	64,074
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
当中間期変動額合計	917
当中間期末残高	63,157
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	3,056
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	640
当中間期変動額合計	640
当中間期末残高	2,415
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	175
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	192
当中間期変動額合計	192
当中間期末残高	16
評価・換算差額等合計	
前期末残高	3,231
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	832
当中間期変動額合計	832
当中間期末残高	2,399
純資産合計	
前期末残高	67,306
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,605
中間純利益	2,687
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	832
当中間期変動額合計	1,749
当中間期末残高	65,556

## [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法          その他有価証券          時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)          時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産          定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産          定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金          一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金          賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。          確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。          退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金          時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金 (3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
資産除去債務に関する会計基準	当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日）を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

平成22年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,221百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## 中間損益計算書関係

自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	205百万円
無形固定資産	2,093百万円
長期前払費用	4百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	1,346百万円
金銭の信託運用益	1,554百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	38百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	419百万円
株式報酬受入益	94百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	149百万円
投資有価証券等評価損	6百万円

## 中間株主資本等変動計算書関係

自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日					
1 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	平成22年 3月末	増加	減少	平成22年 9月末
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項					
	配当金支払額				
	平成22年 5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
	・普通株式の配当に関する事項				
	(1) 配当金の総額		3,605百万円		
	(2) 1株当たり配当額		700円		
	(3) 基準日		平成22年 3月31日		
	(4) 効力発生日		平成22年 6月 1日		

## リース取引関係

自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	460百万円
減価償却累計額相当額	325
中間期末残高相当額	135
未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	88百万円
1年超	53
合計	141
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	56百万円
減価償却費相当額	52
支払利息相当額	2
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	7百万円
1年超	7
合計	14

## 金融商品関係

当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,452	1,452	-
(2)金銭の信託	38,874	38,874	-
(3)短期貸付金	186	186	-
(4)未収委託者報酬	10,177	10,177	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,681	9,681	-
(6)関係会社株式	3,064	68,074	65,010
資産計	63,436	128,446	65,010
(7)関係会社短期借入金	10,000	10,000	-
(8)未払金	6,439	6,439	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	60	60	-
未払手数料	4,495	4,495	-
その他未払金	1,878	1,878	-
(9)未払費用	7,118	7,118	-
(10)未払法人税等	669	669	-
負債計	24,227	24,227	-
(11)デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	22	22	-
デリバティブ取引計	22	22	-

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（中間貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 有価証券関係

## 当中間会計期間末（平成22年9月30日）

## 1．満期保有目的の債券(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

## 2．子会社株式及び関連会社株式(平成22年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	68,074	65,010
合計	3,064	68,074	65,010

## 3．その他有価証券(平成22年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
株式	4,541	282	4,258
投資信託	1	1	0
小計	4,542	283	4,258
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託( 1 )	2,839	3,003	163
譲渡性預金	2,300	2,300	-
小計	5,139	5,303	163
合計	9,681	5,586	4,094

- ( 1 ) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は 16百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。



## デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## （ 1 ）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,809	-	22	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	186	-	(*1) -	-
合 計			2,996	-	(*1) 22	-

(\*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

## セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

## 1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## 1 株当たり情報

自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	
1 株当たり純資産額	12,727円70銭
1 株当たり中間純利益	521円87銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	2,687百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,687百万円
期中平均株式数	5,150千株

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成22年9月9日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・オールインワン・ファンドの平成22年1月21日から平成22年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・オールインワン・ファンドの平成22年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・オールインワン・ファンドの平成22年7月21日から平成23年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・オールインワン・ファンドの平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)